昭26.11.21.

官報

毎日文庫

明治二十五年三月三日第三種郵便物認可

主要目次

府令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　三六五頁
省令
○外国郵便規則の一部改正　三六五
規則
○地方税法施行規則の一部改正　三六五
告示
○閉鎖機関が所有する株式に係る未拂込株金の拂込期限指定　三七四
○閉鎖機関が所有する株式及び出資に係る未拂込株金又は未拂込出資金の拂込期限指定　三七四
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対する通知事項　三七四
○保健婦助産婦看護婦法による甲種看護婦学校承認　三七六
○歯科衛生士学校指定　三七六
○薬事法により医薬品指定の件の一部改正　三七六
○身体障害者福祉法施行規則による医師指定の基準を定める件の一部改正　三七六
○国民健康保険法による市指定に関する件の一部改正　三七六
○保安林解除（福島県）　三七六
○同右（石川県）　三七六
○同右（北海道）　三七七
○保安林指定（広島県）　三七七
○保安林解除（島根県）　三七七
○国際観光ホテル整備法による旅館登録　三七八
○倉庫証券の発行許可　三七八
○無効となつた海技免状　三七八
○外国郵便物の送達に関する件の一部改正　三八〇
○保安林解除（千葉県）　三八〇
○同右（新潟県）　三八〇

府令

◉法務府令第百六十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十一日

法務総裁　大橋　武夫

別表仙台法務局の部同法務局の款塩竈出張所の項中「多賀城村」を「多賀城町」に、同法務局の部古川支局の款松山出張所の項中「鹿島台村」を「鹿島台町」に、秋田地方法務局の部同地方法務局の款船越出張所の項中「天王村」を「天王町」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

◉郵政省令第二十七号

外国郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

外国郵便規則の一部を改正する省令

外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條　普通取扱の通常郵便物を差し出すには、料金別納又は料金後納とする郵便物及び郵便局に設置する料金前納用機械による印影により料金を納付する郵便物並びに関税を課すべき物品を包有する郵便物を除いて、これを郵便差出箱に差し入れなければならない。但し、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、これを郵便局に差し出すことができる。

2　小包郵便物、特殊取扱とする通常郵便物及び関税を課すべき物品を包有する普通取扱の通常郵便物は、これを郵便局に差し出さなければならない。但し、航空書簡及び航空扱としない年賀特別郵便物は、郵便差出箱に差し入れることができる。

第三十條中第七号の次に「八　年賀特別郵便物　外国年賀」を加え、同條に次の一項を加える。

2　前項第八号の記載は、これを朱記するものとする。

第四十九條第一項中第五号の次に次の一号を加える。

六　年賀特別郵便

第五十一條を次のように改める。

第五十一條　航空郵便物に添附する到達証の量目は、郵便物の重量に算入しない。

第五十四條中「その既納料金額が別に定める航空取扱の料金に達しないもの」を「その既納料金額が当該郵便物の成規の料金額の百分の六十に達しないもの」に改める。

第五十八條の六の次に次の二條を加える。

第五十八條の七　年賀特別郵便の取扱は、琉球諸島との間に発着する通常葉書につき、これをするものとする。

2　前項の取扱においては、本邦発年賀特別郵便物で航空扱とするものにあつては、十二月一日から十二月二十日までの間に、又航空扱としないものにあつては、十二月一日から十二月十四日までの間に、これを引き受け、これに翌年一月一日附の通信日附印を押なつして、翌年一月一日の最先便から配達されるように名あて国に差し立て、外国来年賀特別郵便物にあつては、十二月二十八日までに本邦に到着するものにつき、翌年一月一日の最先便から配達する。

第五十八條の八　年賀特別郵便物については、第四十九條の規定にかかわらず、航空扱以外の特殊取扱をしない。

附　則

この省令は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

規則

◉地方財政委員会規則第十九号

地方税法施行規則（昭和二十五年八月十九日地方財政委員会規則第五号）の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

地方税法施行規則の一部を改正する規則

地方税法施行規則（昭和二十五年八月十九日地方財政委員会規則第五号）第十八号様式を次のように改める。

第十八号様式

（表）

市町村名	郡市	都道府県	町村	人口	(イ)人	面積	(ロ)平方粁	人口密度	反当又は坪当価格				反当又は坪当賃貸価格				摘要
市町村の状態		(イ)(ロ)人口	(ハ)(ニ)面積	(ホ)(ヘ)平均賃貸価格					田	畑	宅地	林野	田	畑	宅地	林野	
市	郡	都道府県	町村														
市	郡	都道府県	町村														

（裏）

市町村名	郡市	都道府県	町村	人口	(イ)人	面積	(ロ)平方粁	人口密度	反当又は坪当賃貸価格				摘要
市町村の状態		(イ)(ロ)人口	(ハ)(ニ)面積	(ホ)(ヘ)平均賃貸価格					田	畑	宅地	林野	
市	郡	都道府県	町村										
市	郡	都道府県	町村										

牧場												
原野												
鉄軌道用地												
雑種地												
計												

備考

1. 人口及び面積欄には最近の国勢調査人口及び面積を記載し、監獄及び矯正院に現在した收容者並びに警察予備隊の人員はこれを含めず、これを括弧書とすること。
2. 市町村の形態欄には、下記により市町村の形態を「農村」、「山村」、「漁村」、「農山村」、「農漁村」、「農商工町村」、「商工町村」、「商業都市」、「工業都市」、「商工業都市」の十に区分すること。この場合最近の国勢調査における業態別就業者人員数調を参考にすること。

(イ) 農村とは当該町村の業態別人口、及び戸口の構成上、農業を経営する人口及び戸口が最も主たる比率を占めている町村又は農業によつて生活する者の比率がその大半を占める町村をいい、山村及び漁村は農村の例によること。

(ロ) 農山村とは当該町村の形態が業態別人口及び戸口の構成上、農業経営者及び林業従事者が略々相半している町村又はこれに準ずる町村をいい、農漁村は農山村の例によること。

(ハ) 農商工町村とは当該町村の形態が事態別人口及び戸口の構成上、農業経営者及び商工業経営者が略々相半し且つ、商店工場がおおむね連たんして居る町村又はこれに準ずる町村をいうこと。

(ニ) 商工町村とは当該町村の形態が業態別人口及び戸口構成上、商工業者が最も主たる比率を占めており、且つ、商店工場等がおおむね連たんしている町村又はこれに準ずる町村をいうこと。

(ホ) 商業都市とは当該市の形態が業態別人口及び戸口の構成上、商業従業者が最も主たる比準を占めており、且つ、主として商店工場等により構成されている都市又はこれに準ずる都市をいい、工業都市は商業都市の例によること。

(ヘ) 商工業都市とは当該市の形態が業態別人口及び戸口の構成上、商工業者が最も主たる比率を占めており、且つ、おおむね商店工場等より構成されている都市又はこれに準ずる都市をいうこと。

3. 賦課期日現在評価総地積とは非課税の土地若しくは免税点以下の土地等実際に課税の対象とならない土地の地積を除いた地積をいうものであること。
4. 賃貸価格とは改正前の土地台帳法による賃貸価格をいうものとし、昭和二十五年七月三十日までに当該賃貸価格の定のない土地については市長村長が定める評定賃貸価格をいうものとする。

土地附表 1　　宅地に関する調

地区別＼区分		(イ) 賦課期日現在評価総地積	(ロ) 賦課期日現在の(イ)の賃貸価格	(ハ) (イ)の決定価格	平均評価倍数 (ハ)/(ロ)	標準地の調 坪当価格	坪当賃貸価格	評価倍数	大字地番	地積
町村	村落地区									
	商業地区									
	工場地区									
	住宅地区									
	特殊地区									
都市	商業地区 繁華街									
	高度商業地区									
	普通商業地区									
	工業地区 大工場地区									
	小工場地区									
	家内工業地区									
	住宅地区 高級住宅地区									
	普通住宅地区									
	併用住宅地区									
	村落地区									
	特殊地区									

備考

1. 町村の地区の区分は次によること。
(イ) 村落地区とは通常農耕宅地の点在する地区をいう。
(ロ) 住宅地区とは主として住宅の連続する地区をいう。
(ハ) 商業地区とは主として商業用宅地の連続する地区をいう。
(ニ) 工場地区とは主として工場用宅地の連続する地区をいう。
(ホ) 特殊地区とは町村の中心地区、花街地区、いん振産業地区、門前仲見世地区又は名勝地区等をいう。
2. 都市の地区の区分は次によること。
(イ) 繁華街とは当該都市における盛場、例えば「○○銀座」などと俗称される中心地区をいう。
(ロ) 高度商業地区とは当該都市における店舗が連たんし、盛場といわれないが商業地区として高度に発達している地区をいう。

(ハ) 普通商業地区とは店舗が連たんしているが、高度商業地区には該当しない地区をいう。
(ニ) 併用住宅地区とは所謂「小店」程度の家屋の多い住宅地区をいう。
(ホ) 大工場地区とは主として大工場の連たんしている地区をいう。
(ヘ) 小工場地区とは主として小工場の連たんしている地区をいう。
(ト) 家内工業地区とは家内工業的なもの、例えば家具の部品製作、下駄塗り等を業とするものの居住する地区をいう。
3. 市町村の状況によつて、前記以外の地区を設けた場合は別に欄を設けて記載すること。
4. 標準地とは、各地区内において次の條件を具備する宅地をいうものであること。
(イ) 駅、停車場、幹線道路への距離及び地形等が最も標準的なもの。
(ロ) 賃貸価格が附近の土地の賃貸価格との間に均衡がとれており、且つ、当該地区において最も多くみられるもの。

土地附表 2　　農地に関する調

地目＼小地目＼区分			(イ) 賦課期日現在の評価総地積	(ロ) 賦課期日現在の(イ)の賃貸価格	(ハ) (イ)の決定価格	平均評価倍数 (ロ)/(ハ)	平均反当収量	標準田(畑)の調 反当価格	反当賃貸価格	評価倍数	反当収量
田	湿田										
	乾田	一毛作田									
		二毛作田									
		三毛作田									
	未定田										
	沼田										
	流作田										
	計										
畑	普通畑										
	樹園地										
	未定畑										
	流作畑										
	山畑										
	焼畑										
	切換畑										
	計										

備考

1. 農地とは自作農創設特別措置法及び農地調整法の規定の適用がある田及び畑をいう。
2. 小地目とは地租改正條例(明治六年七月布告第二七二号)の規定による小地目をいい、次の区分によること。
イ 濕田とは一年中水を湛えているものをいう。
ロ 乾田とは主要作物收穫後排水して畑地と同様に利用するものをいう。
ハ 未定田とは河川又は湖沼の沿岸の土地で年々作付未定のものをいう。
ニ 流作田とは従前流作場又は大瀦場と称えられていたもので、地方によつてその名を異にするが未定田と略々同性質である。
ホ 沼田とは深泥等のため收穫の著しく低いものをいう。
ヘ 樹園地とは果樹の類を作る畑をいう。
ト 山畑とは峯、山腹の畑地をいう。
チ 焼畑とは山林の樹木を焼拂つて畑作をするものをいう。
リ 切換畑とは焼畑で作付を変えるものをいう。
ヌ 未定畑とは未定田と同性質の畑地をいう。
ル 流作畑とは流作田と同性質の畑地をいう。
3. 地方により特殊の小地目のあるものについては別に欄を設けて記載すること。
4. 平均反当收量は過去三箇年の平均反当收穫量を記載すること。
5. 標準田(畑)とは各市町村における中庸等級にして標準となるべき田(畑)をいう。

Ⅱ 家屋

市町村名	都府道県 郡市 町村	人口 (イ) 人	面積 (ロ) 平方粁	人口密度 (イ)/(ロ) 人	市町村の形態	

家屋総数及び総床面積(非課税及び免税点以下の家屋を除く。)	総数	木造	個	非課税家屋	総数	個	免税点以下の家屋	総数	個
		木造以外	個						
	総床面積 (ハ)	木造	坪	総数及び総床面積	総床面積	坪	総数及び総床面積	総床面積	坪
		木造以外	坪						

総再建築価額	(ニ) 円	総決定価格	(ホ) 円	総賃貸価格(評定賃貸価格を含む。)	(ヘ) 円
坪当平均再建築価額	(ニ)/(ハ) 円	坪当平均決定価格	(ホ)/(ハ) 円	平均評価倍数	(ホ)/(ヘ) 倍

摘要欄

家屋総数内訳	木造家屋				木造以外の家屋			
	農(漁)家	個	工場	個	住家	個	雑種家屋	個
	専用住宅	個	倉庫	個	店舗	個		
	併用住宅	個	雑種家屋	個	工場	個		
	店舗	個	計	個	倉庫	個	計	個

備考

1. 「人口」及び「面積」欄には、最近の国勢調査人口及び面積を記載し、監獄及び矯正院に現在した收容者並びに警察予備隊の人員を含めずこれを括弧書とすること。
2. 「市町村の形態」欄には、下記により市町村の形態を「農村」、「山村」、「漁村」、「農山村」、「農漁村」、「農商工町村」、「商工町村」、「商業都市」、「工業都市」及び「商工業都市」の十に区分すること。この場合最近の国勢調査における業態別就業者人員数調を参考にすること。
   (イ) 農村とは当該町村の業態別人口及び戸口の構成上、農業を経営する人口及び戸口が最も主たる比率を占めている町村又は農業によつて生活する者の比率がその大半を占める町村をいい、山村及び漁村は農村の例によること。
   (ロ) 農山村とは当該町村の形態が業態別人口及び戸口の構成上、農業経営者、林業従事者が略々相半している町村又はこれに準ずる町村をいい、農漁村は農山村の例によること。
   (ハ) 農商工町村とは当該町村の形態が業態別人口及び戸口の構成上、農業経営者、商工業経営者が略々相半し、且つ、商店工場等がおおむね連たんしている町村又はこれに準ずる町村をいうこと。
   (ニ) 商工町村とは当該町村の形態が業態別人口及び戸口の構成上、商工業者が最も主たる比率を占めており、且つ、商店工場等がおおむね連たんしている町村又はこれに準ずる町村をいうこと。
   (ホ) 商業都市とは当該市の形態が業態別人口及び戸口の構成上、商業従事者が最も主たる比率を占めており、且つ、主として商店工場等により構成されている都市又はこれに準ずる都市をいい、工業都市は商業都市の例によること。
   (ヘ) 商工業都市とは当該市の形態が業態別人口及び戸口の構成上、商工業者が最も主たる比率を占めており、且つ、おおむね商店工場等より構成されている都市又はこれに準ずる都市をいうこと。
3. 「家屋総数及び総床面積」欄には賦課期日現在における非課税の家屋若しくは免税点以下の家屋等実際課税の対象とならない家屋の個数（この場合附属家屋があるときは、これを併せたものをもつて一個の家屋とみなす。）及び床面積の総計を記載すること。
4. 「木造以外」欄には、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造（鉄骨石造、鉄骨煉瓦造等を含む。）、石造煉瓦造、コンクリートブロック造（コンクリート造）等軸組が木骨でない家屋について記載すること。
5. 「非課税家屋総数及び総床面積」欄には、地方税法第三百四十八條第一項及び第二項の個数及びその床面積の計を記載すること。
6. 「免税点以下の家屋総数及び総床面積」欄には、家屋評価の結果決定価格が地方税法第三百五十一條に該当する家屋の個数及びその床面積の計を記載すること。
7. 「総再建築価額及び総決定価格」欄には、課税対象たる家屋の再建築価額の総計及び決定価格の総計を記載すること。
8. 「総賃貸価格」欄には、改正前の家屋台帳法による賃貸価格及び評定賃貸価格（昭和二十五年七月三十日までに当該賃貸価格の定のない家屋について市町村長が定める評定賃貸価格をいう。）の市町村内の総計額を記載すること。
9. 「摘要」欄家屋総数内訳には、家屋総数欄に記載した家屋の家屋台帳法の区分による個数を記載するものとし、特に木造家屋の住家については、農(漁)家、専用住宅、併用住宅に区分すること。

家屋附表(イ)　床面積別家屋数及び決定価格に関する調

用途別区分	項目 ＼ 床面積別区分	15坪未満	15坪以上20坪未満	20坪以上30坪未満	30坪以上40坪未満	40坪以上50坪未満	50坪以上70坪未満	70坪以上100坪未満	100坪以上	計
木造家 農(漁)家	個数(個)									
	総床面積(坪)									
	総決定価格(円)									
	坪当平均決定価格(円)									
専用住宅	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
併用住宅	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
店舗	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
工場	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
倉庫	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
	個数									
雑種家屋	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
計	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									

家屋附表(ロ)

用途別区分	項目 ＼ 床面積別区分	30坪未満	30坪以上40坪未満	40坪以上60坪未満	60坪以上80坪未満	80坪以上100坪未満	100坪以上150坪未満	150坪以上250坪未満	250坪以上	計
木造以外の家 住宅	個数(個)									
	総床面積(坪)									
	総決定価格(円)									
	坪当平均決定価格(円)									
店舗	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
工場	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
倉庫	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
雑種	個数									
	総床面積									
家屋	総決定価格									
	坪当平均決定価格									
計	個数									
	総床面積									
	総決定価格									
	坪当平均決定価格									

Ⅲ　償却資産

市町村名	都府道県 郡市 町村	納税義務者数	再評価を行つたもの / 再評価を行わなかつたもの	

区分		帳簿価額(イ)	基準評価額(ロ)	決定価格(ハ)	(ハ)/(イ)	(ハ)/(ロ)	備考
資産税義務者の再評価を行つた納税の有する資産	構築物						
	機械及び装置						
	車輛及び運搬具						
	工具、器具及び備品						
	小計						
	船舶						
	合計						
資産税義務者の再評価を行わない納税の有する資産	構築物						
	機械及び装置						
	車輛及び運搬具						
	工具、器具及び備品						
	小計						
	船舶						
	合計						
総計							

備考

1. 一の納税義務者の有する償却資産のうち、資産再評価法の規定による再評価を行つたものと、行わないものとがある場合には「資産再評価を行つた納税義務者の有する資産」に含めて記載すること。

2. 帳簿価額欄には、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる価額を記載すること。(資産再評価後の価額とすること。)
3. 基準評価額欄には、資産再評価法第十七條又は第十九條の規定による再評価限度額(この額が不明の場合は再取得価額又は復成価額)を記載すること。
4. 附表1に記載すべき資産は、この調書中にも合算すること。

附表1　決定価格五千万円以上の資産に関する調

納税義務者名		事業種目		王家本爵金又は命	

区分	資産再評価前の帳簿価額	資産再評価後の帳簿価額	資産再評価の最高限度額	昭和二十五年度決定価格	昭和二十五年一月一日から昭和二十六年一月一日までの増減分	昭和二十六年度決定価格	(ハ)/(イ)	(ハ)/(ロ)
構築物							%	%
機械及び装置							備考	
車輌及び運搬具								
工具、器具及び備品								
小計		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)		
船舶								
合計								

備考
1. 本表は一納税義務者当り当該市町村に所在する償却資産の総評価額が五千万円以上のものについて納税義務者毎に当該償却資産に関して調製するものであること。
2. 事業種目欄には、改正前の法人税法施行細則(昭和22年大蔵省令第30号)別表2に掲げる業種によつて記載すること。当該事業者が二以上の事業を営む納税義務者についてはその主たる事業の種類を又前項の業種に掲げてない業種にあつては定款又は規約等に定められた主たる事業の種類を記載すること。
3. 資本金又は出資金欄には、定款又は規約に定められている額を記載すること。
4. 再評価前の帳簿価額及び再評価後の帳簿価額欄には、資産再評価法の規定による再評価直前或は直後の法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる価額をそれぞれ記載すること。
5. 再評価の最高限度額欄には、資産再評価法第十七條又は第十九條の規定による再評価限度額(この額が不明の場合は再取得価額又は復成価額)を記載すること。
6. 昭和二十五年一月一日より昭和二十六年一月一日までの増減分欄には昭和二十六年度再評価額の算定に際して昭和二十五年度評価額に加算又は控除すべき額を記載すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、土地及び家屋については昭和二十六年度分から、償却資産については昭和二十五年度分から適用する。

告　示

◉電波監理委員会告示第二千百三十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇三八号
二　免許人の氏名　川村生三
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　大洋丸(主たる停泊港　宮戸)
十九　呼出符号及び呼出名称　JRJP　たいようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　AA三　水晶発振　五〇二〇〇kc　九六五〇kc　装置第一、第二
A一、A二　水晶発振　五〇二〇〇kc　九六五〇kc　装置第一、第二
A一、A二　水晶発振　五〇八七〇kc　四五五〇kc　三七五〇kc　二三五〇kc　装置第一、第二
AA三　終段抑制格子変調　W八〇
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千百四十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇三九号
二　免許人の氏名　井上万吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第五傳藤丸(主たる停泊港　宮戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JRMP　だいごでんじゆまる

十九　呼出符号及び呼出名称　JPGY　だいさんこんぴらまる
八　設置場所　第三金刀比羅丸(主たる停泊港　鞆浦)
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
五　通信の相手方　宮戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
三　無線局の種別　船舶局
二　免許人の氏名　山口愛次郎
一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇一六号
昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

◉電波監理委員会告示第二千百四十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇一二号
二　免許人の氏名　川村時治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一号南洋丸(主たる停泊港　東外海)
十九　呼出符号及び呼出名称　JCKC　かわむらたいいちまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　AA三　水晶発振　五〇二〇〇kc　九六五〇kc　装置第一、第二
A一、A二　水晶発振　五〇八七〇kc　四五五〇kc　三七五〇kc　二三五〇kc　装置第一、第二
AA三　終段抑制格子変調　W三〇
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千百四十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇一六号
二　免許人の氏名　山口愛次郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第三金刀比羅丸(主たる停泊港　鞆浦)
九　呼出符号及び呼出名称　JPGY　だいさんこんぴらまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
AA三　水晶発振　五〇二〇〇kc　九六五〇kc　三七五〇kc　二三五〇kc　装置第一、第二
AA三　終段抑制格子変調　W三〇
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千百四十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇四六号
二　免許人の氏名　中西雪松
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮戸漁業協同組合員所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　三号丰広丸(主たる停泊港　高知)
九　呼出符号及び呼出名称　JRSP　さんごうすえひろまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　A三　水晶発振　五〇二〇〇kc　九六五〇kc　A一、A二　終段抑制格子変調　AA一、A三　二七〇　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千百四十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇四八号
二　免許人の氏名　川村時治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　大平丸(主たる停泊港　新宮佐)
九　呼出符号及び呼出名称　JRYP　いりふくたいいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
AA三　水晶発振　五〇二〇〇kc　九六五〇kc　三七五〇kc　二三五〇kc　A一、A二　終段抑制格子変調　AA一、A三　二七〇　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千百四十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇四八号
二　免許人の氏名　中西雪松
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮戸漁業協同組合員所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　三号丰広丸(主たる停泊港　高知)
九　呼出符号及び呼出名称　JRSP　さんごうすえひろまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　A三　水晶発振　五〇二〇〇kc　九六五〇kc　A一、A二　終段抑制格子変調　AA一、A三　二七〇　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千百四十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇四八号
二　免許人の氏名　中西雪松
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宮戸漁業協同組合員所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　三号丰広丸(主たる停泊港　高知)
九　呼出符号及び呼出名称　JRSP　さんごうすえひろまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　A三　水晶発振　五〇二〇〇kc　九六五〇kc　A一、A二　終段抑制格子変調　AA一、A三　二七〇　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

第7462号
昭26.11.21.
P.370

第7462号
昭26.11.21.

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第二千百五十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二十一日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇〇五号
二　免許人の氏名　大西嘉吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁
六　通信の事項　海上保安法第二條第二項に規定する業務に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　呼出符号及び呼出名称　JGKE
九　設置場所　いそもとり（主たる停泊港　佐世保）
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、A三　二、六、五、五、四、三、七、〇、〇、〇

三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第三源漁丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　だいさんげんりようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　一、六一〇kc　二、七五五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◎大蔵省告示第千七百三十号

閉鎖機関令第十一條及び第二十八條の規定に基く閉鎖機関の所有する株式の株金の拂込に関する命令（昭和二十三年法務庁令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、建設省令第一号）第三條第一項の規定により、次の閉鎖機関が所有する株式に係る未拂込株金の拂込期限を昭和二十六年十一月二十七日と指定する。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

閉鎖機関名	株式名
南洋拓殖株式会社	大和機船株式会社株式
同右	セレベス開発鉄道株式会社株式

◎大蔵省告示第千七百三十一号

企業再建整備法施行令（昭和二十一年勅令第五百一号）第二十四條第二項の規定により、次の閉鎖機関が所有する株式及び出資に係る未拂込株金又は未拂込出資金の拂込期限を昭和二十六年十一月二十七日と指定する。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

閉鎖機関名	株式名又は出資名
満州投資証券株式会社	株式会社日立製作所株式(新株) 日本硫黄株式会社株式(新株) 日本麻糸組合に対する出資
同右	
中央水産業会	

◎大蔵省告示第千七百三十二号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所
ユニバーサル・ピクチャーズ（ジャパン）リミテッド　東京都千代田区内幸町二丁目一番地
二　政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所
東京都千代田区内幸町一丁目三番地高千穂ビル四階ユニバーサル・ピクチャーズ（ジャパン）リミテッド内
三　返還期日　昭和二十六年十一月二十二日
四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数
一口
五　返還要求に係る電話加入権の現在における状態
銀座局　五〇二三番　東京都港区芝新橋二丁目二十八番地稲垣なか

◎大蔵省告示第千七百三十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、上野信用金庫発足記念第一回信栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　上野信用金庫発足記念第一回信栄定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十四日から同年十二月三十一日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
残念賞	五、〇〇〇	四
一等	二、〇〇〇	三〇
二等	一〇〇〇	四〇〇
三等	五〇	一、三五〇
四等	二〇	四八、二一五
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十日
六　割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、親和銀行第三ひかり定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　親和銀行第三ひかり定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四

◎大蔵省告示第千七百三十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、美濃大野信用組合第三回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　美濃大野信用組合第三回割増金附定期貯金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十四日から同年十二月三十一日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
残念賞	五、〇〇〇	四
一等	二、〇〇〇	三〇
二等	一〇〇〇	四〇〇
三等	五〇	一、三五〇
四等	二〇	四八、二一五
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十日
六　割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千七百三十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、神戸信用金庫割増金附第一回宝定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　神戸信用金庫割増金附第一回宝定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一〇
二等	一〇〇	一、〇〇〇
三等	三〇	八、八八九
四等	二〇	一〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年二月十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月八日
割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千七百三十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、江差信用組合講和記念割増金附平和定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　江差信用組合講和記念割増金附平和定期積金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡給付金額　一口六千円
㈢掛金の金額及び回数　五百円　十二回
㈣抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	五〇〇	三
四等	二〇〇	五
五等	一〇〇	一一
計		二一

㈤第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	三
二等	五〇〇	五
三等	三〇〇	二〇
四等	一〇〇	一五〇
五等	三〇	八二一
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◎大蔵省告示第千七百三十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、飾磨信用金庫割増金附協力定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　飾磨信用金庫割増金附協力定期預金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇〇	一本
一等	三〇〇	一
二等	一〇〇	五
三等	五〇	一、九三一
四等	二〇	二、〇〇〇
五等	一〇	四五
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月十六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千七百三十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、親和銀行第三ひかり定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　親和銀行第三ひかり定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	一〇〇〇	一、〇〇〇
三等	五〇〇	五
四等	三〇〇	一〇
五等	一〇〇	一、九三一
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月十六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千七百三十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、京都中央信用金庫第四回割増金附宝定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　京都中央信用金庫第四回割増金附宝定期積金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡給付金額　一口三万六千円
㈢掛金の金額及び回数　三千円　十二回
㈣抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

等級	割増金	当せんの数
二等	一、〇〇〇	五
三等	一〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、〇〇〇
五等	二五	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八九〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月二十日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千七百三十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、神戸信用金庫割増金附第一回宝定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　神戸信用金庫割増金附第一回宝定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一〇
二等	一〇〇	一、〇〇〇
三等	三〇	八、八八九
四等	二〇	一〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年二月十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十八日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金
抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	五
三等	一、〇〇〇	二〇
四等	三〇〇	二五
五等	一〇〇	二三三
計		

㈤第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	五〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇	四
三等	一、〇〇〇	二〇
四等	七〇〇	一〇〇
五等	四〇〇	八七五
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◎大蔵省告示第千七百四十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、講和記念第三回熊本県農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　講和記念第三回熊本県農協割増金附定期貯金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口五百円
㈢利息　付けない。

昭26.11.21.　第7462号

三　取扱の時期　昭和二十七年一月五日から同年三月五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各百組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九九
二等	一、〇〇〇	一〇〇
三等	一〇〇	五〇〇
四等	五〇	二、三〇〇
五等	一六	九七、〇〇〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この貯金証書の証書を指定し、印紙税を課さない。印紙税

◎**文部省告示第五十九号**

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一條第一号の規定による甲種看護婦学校を、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則第二條第二項および第三項の規定により昭和二十六年八月三十一日付で次のとおり承認した。

昭和二十六年十一月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

名称	位置
東京大学看護学校	東京都文京区本富士町一番地
東京大学第二看護学校	東京都文京区雑司ケ谷町一二〇番地

◎**文部省告示第六十号**

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一條第一号の規定による甲種看護婦学校を昭和二十六年八月三十一日付で次のとおり指定した。

昭和二十六年十一月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

名称	位置
和歌山県立医科大学附属看護学院	和歌山市九番町一番地
大阪市立医科大学厚生学院	大阪市阿倍野区旭町一丁目六一番地

◎**文部省告示第六十一号**

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二條第一号の規定による乙種看護婦学校を昭和二十六年八月三十一日付で次のとおり指定した。

昭和二十六年十一月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

名称	位置
順天堂医科大学附属順天堂看護学院	東京都文京区元町一丁目一三番地
昭和医科大学附属看護婦学校	東京都品川区平塚六丁目一〇一六番地
岐阜県立大学医学部附属病院看護婦養成所	岐阜市司町三番地
大阪府立大学医学部附属看護婦学校	大阪府高槻市大字古曽部一二五〇番地
日本大学医学部附属板橋看護婦養成所	東京都板橋区大谷口町七二五番地
東京女子医科大学附属看護婦学校	東京都新宿区市谷河田町一〇番地

◎**文部省告示第六十二号**

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二條第一号の規定による歯科衛生士学校として、昭和二十六年四月一日付で次のとおり指定があつた。

昭和二十六年十一月二十一日

文部大臣　天野　貞祐

名称	位置
東京医科歯科大学歯学部歯科衛生工学校	東京都文京区湯島三丁目一番地

◎**厚生省告示第二百五十五号**

昭和二十三年十二月厚生省告示第百七号（薬事法第四十一條第七号の規定により医薬品を指定する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十一日

厚生大臣　橋本　龍伍

第二号を次のように改める。

二、ペニシリン及びこれを含有する製剤。但し、軟膏剤を除く。

◎**厚生省告示第二百五十六号**

昭和二十五年四月厚生省告示第八十三号（身体障害者福祉法施行規則）（昭和二十五年厚生省令第十五号）第三條第一項の規定による医師の指定の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十一日

厚生大臣　橋本　龍伍

第一項第八号の次に次の二号を加える。

九　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による肢体不自由者更生施設

十　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童施設

◎**厚生省告示第二百五十七号**

西日本無菌健康保險組合は、昭和二十六年十月二十二日次のとおり名称を変更した。

昭和二十六年十一月二十一日

厚生大臣　橋本　龍伍

西日本相互銀行健康保險組合

◎**厚生省告示第二百五十八号**

山陽バルブ健康保險組合は、昭和二十六年十一月一日次のとおり事務所の所在地を変更した。

昭和二十六年十一月二十一日

厚生大臣　橋本　龍伍

変更前

主たる事務所

山口県岩国市大字室木第二八〇〇

変更後

主たる事務所

東京都千代田区丸の内一ノ二

従たる事務所

山口県岩国市大字室木第二八〇〇

島根県邦賀郡江津町大字郷田一二八〇

◎**厚生省告示第二百五十九号**

横浜護謨健康保險組合は昭和二十六年十一月十日次のとおり従たる事務所の所在地を変更した。

昭和二十六年十一月二十一日

厚生大臣　橋本　龍伍

変更前　神奈川県横浜市鶴見区平安町二ノ一三一番地ノ二

変更後　神奈川県平塚市平塚新宿一五〇

◎**厚生省告示第二百六十号**

昭和二十六年四月厚生省告示第六十号（国民健康保險法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十五第二項の規定による市の指定に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年四月一日から適用する。

昭和二十六年十一月二十一日

厚生大臣　橋本　龍伍

兵庫県赤穂市の次に次の市を加える。

山口県防府市

◎**農林省告示第四百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月二十一日

農林大臣　根本龍太郎

福島県相馬郡八沢村大字北海老字釜舟戸二六四ノ一（但し、台帳八町九反四畝の内実測二町五反七畝三歩）

以上相馬郡八沢村長の申請に係るものであつて、潮害防備の必要が消滅したと認めたもの

福浦村大字浦尻字北川原一九〇（但し、台帳二町七反三畝一四歩の内実測七反五畝一四歩）、大字角部内字入羽和形一四七ノ一（但し、台帳三町四反七畝五歩の内実測五反二〇歩）

以上相馬郡福浦村　三瓶音諦の申請に係るものであつて、潮害防備の必要が消滅したと認めるもの

河沼郡柳津町大字小椿字油畑甲一八五九

以上水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

◎**農林省告示第四百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月二十一日

農林大臣　根本龍太郎

石川県能美郡国府村字遊泉寺一〇　五ノ三、一〇　七ノ一、一〇　八ノ一、羽咋郡西増穂村字酒見四〇　一ノ一、四五　一甲ノ七、四五　一甲ノ八、四五　一甲ノ九、四五　一甲ノ一〇、四五　一甲ノ一一、四五　一甲ノ一二、鳳至郡住吉村字岩車一二　一ノ二、一二　一ノ三、一二　一ノ四、一二　一ノ五、一二　一ノ六、一二　一ノ七、一二　一ノ九、一二　一ノ一〇、一二　一ノ一一、一二　一ノ一二、一二　一ノ一三、一二　一ノ一四、一三　三四、諸橋村字明泉寺九七九ノ二

以上土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

鵡島郡北大谷村字佐々波六万坊　五八ノ一、六万坊　五八ノ二、六万坊　六〇、六万坊　七四ノ二、六万坊　七七ノ二、六万坊　八一ノ一、六万坊　八二ノ二、六万坊　五九、六万坊　六九、六万坊　七二ノ二、六万坊　七六ノ二、六万坊　七八ノ二、六万坊　七九、六万坊　八〇ノ二、六万坊　九九、六万坊　一〇〇ノ二、六万坊　一〇二ノ二

以上魚つきの必要が消滅したと認めるもの

羽咋郡志雄町字柳瀬ソ九甲ノ一、ソ九乙

以上飛砂防備の必要が消滅したと認めるもの

◎**農林省告示第四百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月二十一日

農林大臣　根本龍太郎

北海道石狩国上川郡江丹別村字江丹別（但し、台帳六四九一町四反三畝五歩の内実測一〇八町九反三畝）、渡島国亀田郡七飯村字下石山（亀田経営区第七六一八九林班）（但し、台帳一二四二町七反七畝の内実測九八町六反五畝八歩）、胆振国山越郡八雲町大字八雲字音名川（八雲経営区第二一一三〇林班）（但し、台帳三三〇六町三反五畝の内実測五六一町九反二九歩）、字遊楽部（八雲経営区第七六一八七林班）（但し、台帳二三四〇町四反六畝一九歩の内実測九町九反五畝一二歩）、（八雲経営区第五五一七五林班）（但し、台帳五五三一町六反五畝七歩の内実測一二四町三反七畝一〇歩）、長万部町字チライ川（長万部経営区第五三林班）（但し、台帳三二二町七反三畝三歩の内実測一八二町五反、後志国太櫓郡太櫓村大字太櫓（太櫓経営区第四三一四六、五一一五八林班）（但し、台帳三三九九町四反三畝四歩の内実測三〇町五反六歩）、（太櫓経営区第七九一八三林班）（但し、台帳一一〇〇町九反四歩の内実測一九〇町三反七畝四歩）、瀬棚郡東瀬棚村字冷水沢（瀬棚経営区第二三七林班）、渡島国檜山郡堀沢（亀田経営区第四四一五六林班）（但し、台帳九九六町一反三畝六歩の内実測三〇三町六反三畝一七歩）

以上風致の必要が消滅したと認めるもの

後志国瀬棚郡利別村字シブソナイ（瀬棚経営区第一四六林班）（但し、台帳二五町二反二五歩の内実測一二町九反四畝二歩）、渡島国檜山郡厚沢部村大字俄虫、鶉字俄虫、鶉意養（檜山経営区第四一林班）（但し、台帳二五七町八反三畝二六歩の内実測五九町八歩）、後志国奥尻郡奥尻村大字藥師字藥師（奥尻経営区第七、八林班）（但し、台帳五九町九反六畝二五歩の内実測一七町七反）、磯谷郡南尻別村字小南部（蕊都経営区第五一林班）

以上土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

後志国瀬棚郡瀬棚町大字瀬棚字目名原野（瀬棚経営区第一三八、一三九林班）（但し、台帳五一町二反七畝九歩の内実測三〇町）、字真駒内（瀬棚経営区第一三六林班）（但し、台帳九一町九反八畝二四歩の内実測六町九反二畝一二四町二反五畝一歩の内実測三〇町七反）、虻田郡東倶知安村字倶知安原野（虻田経営区第一四三一一四八林班）（但し、台帳一〇五町四反七畝一三歩の内実測八七町八反八畝一歩）、蕊都村字真狩村字真狩原野（虻田経営区第一五三一一五五、一五七、一五八林班）、真狩村字真狩原野（虻田経営区第一四九一一五三、一五六林班）

以上風害防備の必要が消滅したと認めるもの

後志国磯谷郡南尻別村字目名川（蕊都経営区第五〇林班）、胆振国虻田郡豊浦町字フレベツ（有珠経営区第一一〇林班）、島牧郡西島牧村字持田字栄浜字原歌字元町（但し、台帳二三三八町八反十歩の内実測三町六反六畝一五歩）

以上魚つきの必要が消滅したと認めるもの

北見国紋別郡渚滑村字渚滑（但し、台帳二二四町三反五畝一一歩の内実測一〇町）

以上水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

天塩国上川郡士別町字士別原野（但し、台帳四七町七反一畝五歩の内実測一一町三反八畝一六歩）、多寄村字タヨロマ原野（但し、台帳七五町三反三畝二八歩の内実測七町二反五畝一〇歩）、天塩郡幌延村大字沙流村字アチャルベシュベ（但し、台帳四七八町八反三畝二五歩の内実測一五七町八反八畝一五歩）

以上風害防備の必要が消滅したと認めるもの

後志国磯谷郡尻別村字稲穂（但し、台帳一二一一一三〇林班）（但し、台帳一二四町二反五畝一歩の内実測三〇町七反）、字真狩別（虻田経営区第四九林班）、胆振国虻田郡真狩村字長流川上流（有珠経営区第一二二林班）（但し、台帳一二四町二反五畝一歩の内実測三〇町七反）、虻田郡東倶知安村字倶知安原野（虻田経営区第一四三一一四八林班）（但し、台帳一〇五町四反七畝一三歩の内実測八七町八反八畝一歩）、蕊都村字真狩村字真狩原野（虻田経営区第一四九一一五三、一五五、一五七、一五八林班）

以上風害防備の必要が消滅したと認めるもの

後志国磯谷郡南尻別村字目名川（蕊都経営区第五〇林班）、胆振国虻田郡豊浦町字フレベツ（有珠経営区第一一〇林班）、島牧郡西島牧村字持田字栄浜字原歌字元町（但し、台帳二三三八町八反十歩の内実測三町六反六畝一五歩）

以上魚つきの必要が消滅したと認めるもの

北見国紋別郡渚滑村字渚滑（但し、台帳二二四町三反五畝一一歩の内実測一〇町）

以上水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

天塩国上川郡士別町字士別原野（但し、台帳四七町七反一畝五歩の内実測一一町三反八畝一六歩）、多寄村字タヨロマ原野（但し、台帳七五町三反三畝二八歩の内実測七町二反五畝一〇歩）、天塩郡幌延村大字沙流村字アチャルベシュベ（但し、台帳四七八町八反三畝二五歩の内実測一五七町八反八畝一五歩）

以上風害防備の必要が消滅したと認めるもの

◎**農林省告示第四百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條の規定により、次の森林を保安林に指定する。

昭和二十六年十一月二十一日

農林大臣　根本龍太郎

広島県佐伯郡厳島町字鷹ノ巣山九一二

以上佐伯郡宮島町長の申請に係るものであつて、風致のため必要と認めるもの

◎**農林省告示第四百二十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月二十一日

農林大臣　根本龍太郎

島根県安濃郡久手町大字刺鹿字笹原二九六六八ノ九、二九六八ノ一〇、二九六八ノ一一、二九六八ノ一七から二九六八ノ三〇まで、二九六八ノ三三、二九六八ノ三五、二九六八ノ四六、二九六八ノ四七、二九六八ノ四八、字滝ノ上二九七五ノ五から二九七五ノ一八まで

以上安濃郡久手町長の申請に係るものであつて土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

朝山村大字朝倉字西山谷一七七五ノ二、一七七一ノ二

以上安濃郡久手町松井徳右エ門の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

朝山村大字朝倉字池ノ尻一八三九ノ一、一八三九ノ二

以上安濃郡朝山村岩谷頼二郎の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

出雲市古志町字新宮四〇五三ノ二から四〇五三ノ七まで、四〇五四ノ三、四〇五四ノ四、四〇六二ノ二から四〇六二ノ五まで、四三六〇ノ二から四三六〇ノ五まで、四三六一ノ三から四三六一ノ八まで、四三六二ノ二から四三六二ノ四まで、字湯舟四一四四ノ三

以上出雲市長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

◎**運輸省告示第二百八十八号**

倉庫営業者の名称が次のように変更された。

昭和二十六年十一月二十一日

運輸大臣　山崎　猛

旧名称	新名称
神奈川倉庫株式会社主たる営業所の所在地	横浜市中区本町五丁目四九番地
昭和二十六年八月八日	昭和二十六年十一月二十一日

◉運輸省告示第二百八十九号

倉庫営業者の営業所が次のように変更された。

昭和二十六年十一月二十一日　運輸大臣　山崎　猛

名称	都商事株式会社
旧主たる営業所の所在地	東京都品川区北品川六丁目三五一番地
新主たる営業所の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目三番地
変更年月日	昭和二十六年九月二十三日
名称	姫路倉庫株式会社
旧主たる営業所の所在地	姫路市飾磨区東堀一三五番地
新主たる営業所の所在地	姫路市豊沢二三三番地
変更年月日	昭和二十六年十月九日

◉運輸省告示第二百九十号

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第二十八條の規定により、昭和二十六年十一月十三日次の旅館を登録した。

昭和二十六年十一月二十一日　運輸大臣　山崎　猛

登録番号	旅館の名称	所在地
旅第二十八号	大野屋旅館	熱海市

◉運輸省告示第二百九十一号

倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）第一條の規定により、倉庫証券の発行を次のように許可した。

昭和二十六年十一月二十一日　運輸大臣　山崎　猛

名称	東京中央倉庫株式会社
主たる営業所の所在地	東京都江東区深川越中島町八番地
許可年月日	昭和二十六年十一月十日
名称	岡山興産株式会社
主たる営業所の所在地	岡山市南方八三番地
許可年月日	昭和二十六年十一月十七日
名称	枝幸倉庫株式会社
主たる営業所の所在地	北海道枝幸郡枝幸町大字枝幸村字ヱサシ一六七番地
許可年月日	昭和二十六年十一月十七日
名称	気仙沼港製氷冷蔵株式会社
主たる営業所の所在地	宮城県本吉郡気仙沼町古町三〇三番地
許可年月日	昭和二十六年十一月十七日

◉海上保安庁告示第三十号

次の海技免状は、無効であるから、船舶職員法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二十條の規定により告示する。

昭和二十六年十一月二十一日　海上保安庁長官　柳沢　米吉

免状種類	番号	本籍	氏名	生年月日	登録年月日	発行年月日	備考
甲種船長	二〇三	広島	上杉　春三	大二、三、一〇	昭二、三、一、一〇	同上	盗難
甲種一等航海士	一四四五	大阪	上田　保広	一、九、七	二四、七、一〇	〃	〃
〃	一一八三	新潟	長嶺　友四	四、五、一七	二四、五、一〇	〃	〃
〃	一六二三	東京	松下　正喜	二五、九、一五	二五、三、三〇	〃	〃
〃	一七六九	山梨	上田　誉一	一三、四、三	二五、二、二〇	〃	流失
〃	五八一	愛媛	大田垣勝三	二、三、二五	二三、二、一	〃	〃
〃	五五	山口	内山隆太郎	二、七、二	二三、三、一六	〃	〃
甲種二等航海士	一四七五	新潟	大島　裕二	昭二、五、三	二五、一、一〇	〃	〃
〃	二九七	岡山	中務　忠男	二、五、九	二二、五、一	〃	〃
中国							
甲種二等航海士	四四	山口	谷口　清	大元、八、二六	三、一〇、一五	〃	〃
乙種一等航海士	二〇三	島根	井田　七郎	二、七、四	三、七、一五	〃	〃
乙種二等航海士	七七三	鳥取	小谷　森治	九、二、一	三、二、一	〃	〃
〃	一三七〇	兵庫	新阜　良平	三、七、一六	二四、五、一〇	〃	〃
近機	一二	和歌山	漁野　静彦	九、七、二九	二、二、八	〃	〃
〃	一五二五	広島	檀上　市虎	昭八、八、二	二四、六、一	〃	〃
〃	八二九	〃	藤川　吉則	大一〇、九、三	二四、三、五	〃	〃
〃	一一六六	長崎	羽伐　幸四	一、二、一	二四、四、三〇	〃	〃
〃	二三六九	和歌山	磯根　允也	昭二、六、九	二五、四、一五	〃	〃
〃	四国						
〃	六	大分	三原　清	大四、一、一七	二〇、一〇、一六	〃	〃
〃	二五四六	広島	山口　義春	四、九、一〇	二五、八、一五	〃	〃
〃	二九	兵庫	上原　栄信	明治三、五、一〇	一九、三、三〇	〃	流失
丙種航海士	八四九六	宮城	伊藤　茂吉	昭四、一、一六	二五、五、一〇	〃	焼失
〃	一二九	北海道	野村　幸治	大正四、一、一六	二、八、三〇	〃	流失
〃	三三三五	広島	市川　重盛	七、五、九	二四、四、一〇	〃	〃
門司	一九二〇	山口	原田　正夫	二、二、一六	三、三、三一	〃	紛失
〃	三〇一七	宮城	鈴木忠三郎	一四、一、七	二四、三、二五	〃	〃
〃	四六三六	広島	山崎　高一	明治四二、三、一〇	二四、六、一	〃	流失
〃	六八三〇	徳島	谷口　清	大正三、三、二	二四、九、三〇	〃	焼失
〃	五七五〇	香川	阿守竹之助	六、三、八	二四、七、一〇	〃	〃
東北	六八五	宮城	小松　重三	九、七、一〇	三二、一、一六	〃	紛失
〃	八五三七	岩手	大沢　鴻吾	二、一、三	二五、五、三〇	〃	〃
甲種一等運転士	五二四八	鹿児島	黒木　清則	明治四四、八、二	二三、三、三	〃	滅失
〃	七九五六	山口	三輪　武人	四五、一、六	二一、三、三	〃	流失
甲種二等運転士	一〇三五五	福岡	城戸　三郎	大正三、三、三	二九、一、三〇	〃	紛失
〃	九五〇七	広島	谷本　正	一〇、三、一〇	二六、三、三	〃	流失
〃	七一〇六	〃	小野　建麿	明治四四、三、八	八、七、六	〃	滅失
〃	七三六〇	鹿児島	中村　博	大正元、一〇、一七	九、五、二	〃	焼失
〃	一五三五	山口	福田　正道	二、一、三	二六、二、四	〃	遺失
汽船甲種二等運転士	一六三七	宮城	小山　盛夫	明治四四、三、三〇	二八、八、三	〃	〃
〃	二三七	長崎	畠中　光好	大正二、一〇、六	三、一、三	昭三、三、三	流失
漁船乙種一等運転士	九九四〇	高知	中川　敏勝	七、四、一〇	二七、九、五	同上	〃
乙種二等運転士	一〇五四二	新潟	古川　軍一	明治三三、九、八	二九、一、一〇	〃	紛失
〃	四三一〇	長崎	谷口　善吉	二七、四、二四	大正五、七、一〇	〃	〃
丙種運転士	一〇八三五	新潟	渡辺　金吾	三六、三、三	昭一二、一〇、一〇	〃	流失
〃	一一二七九	広島	丸尾　秀介	二〇、九、一	明治四三、四、四	〃	焼失

〃	一六二九二	山口	富田　平芳	三、六、四	大正七、七、二	〃	〃
〃	二〇九六〇	〃	上村　徳一	四五、四、一四	昭和九、四、一〇	昭九、二、一	〃
小型船乙種二等運転士	一五三四	熊本	浜田　栄一	二九、三、三	七、一、二六	同上	減失
〃	一五二二	東京	飯田　栄吉	三五、二、八	七、一、二三	〃	焼失
〃	三四九一	香川	篠原　秋雄	大正五、一二、一〇	三、六、八	〃	流失
沿岸乙種二等運転士	四七一七	広島	村上　俊吉	二、六、三	一四、八、二	〃	〃
〃	九三八一	鹿児島	東新　休助	明治三八、八、二五	一九、三、三〇	〃	〃
〃	八八七五	三重	沢村　兵次	四五、六、五	一八、一二、三〇	〃	〃
〃	七九五三	〃	堀口　安一	大正一四、一、二	一八、八、三	〃	〃
〃	一三六一	山口	秦　一二	明治三二、八、一六	五、四、一六	〃	〃
〃	七八六二	和歌山	佐藤芳之函	三四、六、三〇	一八、八、三	〃	〃
〃	四九三二	香川	宝田岸太郎	三〇、三、五	一五、四、一〇	〃	〃
〃	七八三九	広島	原野　喜三	大正一三、三、二	一八、八、三	〃	〃
〃	八八八	新潟	長谷川佐太郎	明治三八、二、二五	三、一、三五	〃	〃
〃	二八〇〇	香川	母倉　槃雄	四四、二、二六	七、三、九	〃	〃
〃	四〇一	広島	友田　俊一	三六、九、一八	六、三、一六	〃	〃
〃	一二二二四	茨城	網代　由松	三七、二、一	一三、九、一〇	〃	〃
〃	七〇八九	大分	吉良　竹松	二七、一、一六	大正六、一二、二六	〃	〃
〃	五一四七	山口	高松庄三郎	三二、三、四	昭五、一〇、二一	〃	〃
〃	一〇六八〇	広島	小林　昇	四三、二、二〇	二、一、一六	〃	〃
〃	一四七七三	熊本	双原　至	大正九、二、二六	一四、九、一四	〃	〃
〃	一七二三二	静岡	船越　光義	明治四〇、二、一	一六、六、三	〃	〃
〃	六〇五六	兵庫	浜野　甚助	三〇、八、五	五、三、一	〃	〃
〃	五九〇五	岡山	伊勢長八郎	三三、九、一〇	一五、九、六	〃	〃
〃	八七一五	高知	黒岩　忠美	大正一五、三〇	八、九、二	〃	〃
〃	二〇六	熊本	田丸　寮兒	七、六、一〇	三、九、三〇	〃	紛失
〃	一八四	島根	門脇　一夫	三、七、一六	三、六、一〇	〃	〃
〃	六八九	静岡	来広　照男	一四、二、二	二四、四、五	〃	遺失
甲種機関長	一四一七	山口	中村　礼次	昭和六、二、三	二六、二、二六	〃	〃
甲種一等機関士	二一四	和歌山	川端　啓行	大正一五、七、一〇	二〇、二、一	〃	盗難
甲種二等機関士	八三四	兵庫	生城　佐七	二、一〇、一一	二四、六、一	〃	〃
〃	一二〇	三重	東爪　佐七	三、三、八	二〇、二、一	〃	紛失
〃	五五三	大分	高倉菊一郎	一五、六、三	二〇、一一、一〇	〃	〃
〃	八七〇	栃木	佐藤　正路	一三、九、一四	二四、六、一〇	〃	流失
乙種一等機関士	四四三	山口	山下　博	二、三、一〇	三、二、一	〃	紛失
門司	四四五	宮崎	桑畑　数雄	四、二、一	二四、八、一〇	〃	〃
乙種二等機関士	四九五	北海道	白井　文一	明治四五、六、四	三、八、一	〃	焼失
〃	一八七九	広島	松若右太郎	昭和三、二、五	二六、一、一〇	〃	流失
〃	横浜	二二七	北海道	大正一三、四、一	三、四、一七	〃	紛失
丙種機関士	六三七五	島根	林　栄	昭和三、五、一七	二四、一〇、一〇	〃	流失
門司	四六四	長崎	松尾　来吉	明治四三、三、一七	三、五、二五	〃	〃
〃	横浜	一二八	千葉　檜　秀治	大正三、九、一〇	三、三、三一	〃	紛失
〃	二一八〇	熊本	田川　一昭	昭和二、一〇、二八	二四、三、一	〃	流失
〃	七七八	慶尚南道	金　甲用	大正九、五、七	三、七、一〇	〃	焼失
門司	六五六	長崎	原田　市作	昭和四、七、一四	三、八、五	〃	流失
〃	七二〇二	山口	木安　彰	五、八、三	二五、二、一〇	〃	紛失
〃	六四一九	鹿児島	白沢　一真	大正九、一、三〇	二四、一〇、一〇	〃	盗難
〃	四七一〇	山口	守富　一雄	昭和二、三、一七	二四、六、一〇	〃	流失
〃	高松	一〇三	広島　熊浦　四郎	大正九、一、二六	三、一、三	〃	紛失
〃	甲種船舶通信士	神戸	一六七	香川　山下不二男	明治三九、二、七	三、七、一	〃
〃	乙種船舶通信士	横浜	三九六	東京　谷口　和衛	大正二、一、九	三、三、三	〃
〃	門司	一一一	佐賀　吉田　保二	昭和三、二、二	三、六、五	〃	流失
機関長	四一一四	新潟	小野　仙蔵	明治四二、二、八	一七、三、二六	〃	〃
〃	四二二八	福田	井　稲田　稲吉	四五、二、一〇	一八、三、三〇	〃	〃
〃	四〇五四	山口	岡村日栄人	四一、一、二	一七、六、三	〃	〃
発動機船一等機関士	一四二	三重	北村儀一郎	大正一二、九、一七	一七、九、三	〃	遺失
二等機関士	九三三六	広島	脇田　道彦	一四、一、五	一九、一〇、三	〃	流失
〃	九三五四	熊本	森　仁邦	一四、五、二四	一九、一〇、三	〃	紛失
三等機関士	五一六九	山口	婦木　政一	大正一二、三、九	三、三、一〇	〃	焼失
〃	七二一八	新潟	木田由太郎	昭和四〇、四、二四	三、七、六	〃	遺失
〃	六七三	宮城	桜井　武夫	一五、八、一五	昭和一九、二、一	〃	流失
汽船三等機関士	一一七八三	島根	林　豊次郎	四二、一、二五	四、九、八	同上	〃
発動機船三等機関士	七七二一	徳島	豊田　豊一	三二、七、九	大正一五、九、二	〃	〃
〃	一八二一三	愛媛	長島　勝美	大正一〇、三	昭和一九、一〇、三	〃	紛失
〃	五五四八	和歌山	浅利　林一	明治三六、二、七	大正一三、九、二九	〃	焼失

連合国財産補償法案司法報告書
戦争犯罪法案司法報告書
決算報告書
国会議員の資産の公開に関する法律案の提出
国際連合憲章第五条の適用に関する決議案の提出
国際連合憲章第五条の適用に関する決議案の提出
国際連合憲章第五条の適用に関する決議

○同、同、同、

○同領第三六五号（同）
一、米換価金五千三百五十円
○同領第三六六号（同）
一、風呂敷二枚
○同領第三六七号（同）
一、袋十一枚
○同領第三六八号（同）
一、風呂敷六枚
○同領第三六九号（同）
一、袋十枚
○同領第三七〇号（同）
一、風呂敷八枚
○同領第三七一号（同）
一、米換価金八千八百七十四円
○同領第三七二号（同）
一、風呂敷五枚
○同領第三七三号（同）
一、米換価金千七百三十四円
○同領第三七四号（同）
一、風呂敷四枚
○同領第三七五号（同）
一、米換価金二千二百二十二円
○同領第三七六号（同）
一、風呂敷五枚
○同領第三七七号（同）
一、米換価金四千百六十二円
○同領第三七八号（同）
一、袋六枚
○同領第三七九号（同）
一、米換価金二万五百九十八円
○同領第三八〇号（同）
一、風呂敷五枚
○同領第三八一号（同）
一、米換価金二千一百一十円
○同領第三八二号（同）
一、風呂敷四枚
○同領第三八三号（同）
一、米換価金二千一百一十九円
○同領第三八四号（同）
一、風呂敷二枚
○同領第三八五号（同）
一、米換価金八千六百十一円
○同領第三八六号（同）
一、風呂敷八枚
○同領第三八七号（同）
一、米換価金二千九百五十五円
○同領第三八八号（同）
一、米換価金三千四百四十八円
○同領第三八九号（同）
一、風呂敷十三枚
○同領第三九〇号（同）
一、米換価金八千四百五十七円
○同領第三九一号（同）
一、米換価金四百三十一円
○同領第三九二号（同）
一、同
○同領第三九三号（同）
一、同
○同領第三九四号（同）
一、同
○同領第三九五号（同）
一、同
○同領第三九六号（同）
一、同
○同領第三九七号（同）
一、同
○同領第三九八号（同）
一、同
○同領第三九九号（同）
一、同
○同領第四〇〇号（同）
一、同
○同領第四〇一号（同）
一、同
○同領第四〇二号（同）
一、同
○同領第四〇三号（同）
一、同
○同領第四〇四号（同）
一、同
○同領第四〇五号（同）
一、同
○同領第四〇六号（同）
一、同
○同領第四〇七号（同）
一、同
○同領第四〇八号（同）
一、同
○同領第四〇九号（同）
一、同
○同領第四一〇号（同）
一、同
○同領第四一一号（同）
一、同
○同領第四一二号（同）
一、同
○同領第四一三号（同）
一、同
○同領第四一四号（同）
一、同
○同領第四一五号（同）
一、同
○同領第四一六号（同）
一、同
○同領第四一七号（同）
一、同
○同領第四一八号（同）
一、同
○同領第四一九号（同）
一、同
○同領第四二〇号（同）
一、同
○同領第四二一号（同）
一、同
○同領第四二二号（同）
一、同
○同領第四二三号（同）
一、同
○同領第四二四号（同）
一、同
○同領第四二五号（同）
一、同
○同領第四二六号（同）
一、同
○同領第四二七号（同）
一、同
○同領第四二八号（同）
一、同
○同領第四二九号（同）
一、同
○同領第四三〇号（同）
一、同
○同領第四三一号（同）
一、同
○同領第四三二号（同）
一、同
○同領第四三三号（同）
一、同
○同領第四三四号（同）
一、同
○同領第四三五号（同）
一、同
○同領第四三六号（同）
一、同
○同領第四三七号（同）
一、同
○同領第四三八号（同）
一、同
○同領第四三九号（同）
一、同
○同領第四四〇号（同）
一、同
○同領第四四一号（同）
一、同
○同領第四四二号（同）
一、同
○同領第四四三号（同）
一、同
○同領第四四四号（同）
一、同
○同領第四四五号（同）
一、同
○同領第四四六号（同）
一、同
○同領第四四七号（同）
一、同
○同領第四四八号（同）
一、同
○同領第四四九号（同）
一、同
○同領第四五〇号（同）
一、同
○同領第四五一号（同）
一、同
○同領第四五二号（同）
一、同
○同領第四五三号（同）
一、同
○同領第四五四号（同）
一、同
○同領第四五五号（同）
一、同
○同領第四五六号（同）
一、同
○同領第四五七号（同）
一、同
○同領第四五八号（同）
一、同
○同領第四五九号（同）
一、同
○同領第四六〇号（同）
一、同
○同領第四六一号（同）
一、同
○同領第四六二号（同）
一、同
○同領第四六三号（同）
一、同
○同領第四六四号（同）
一、同
○同領第四六五号（同）
一、同
○同領第四六六号（同）
一、同
○同領第四六七号（同）
一、同
○同領第四六八号（同）
一、同
○同領第四六九号（同）
一、同
○同領第四七〇号（同）
一、同
○同領第四七一号（同）
一、同
○同領第四七二号（同）
一、同
○同領第四七三号（同）
一、同
○同領第四七四号（同）
一、同
○同領第四七五号（同）
一、同
○同領第四七六号（同）
一、同
○同領第四七七号（同）
一、同
○同領第四七八号（同）
一、同
○同領第四七九号（同）
一、同
○同領第四八〇号（同）
一、同
○同領第四八一号（同）
一、同
○同領第四八二号（同）
一、同
○同領第四八三号（同）
一、同
○同領第四八四号（同）
一、同
○同領第四八五号（同）
一、同
○同領第四八六号（同）
一、同
○同領第四八七号（同）
一、同
○同領第四八八号（同）
一、同
○同領第四八九号（同）
一、同
○同領第四九〇号（同）
一、同
○同領第四九一号（同）
一、同
○同領第四九二号（同）
一、同
○同領第四九三号（同）
一、同
○同領第四九四号（同）
一、同
○同領第四九五号（同）
一、同
○同領第四九六号（同）
一、同
○同領第四九七号（同）
一、同
○同領第四九八号（同）
一、同
○同領第四九九号（同）
一、同
○同領第五〇〇号（同）
一、同
○同領第五〇一号（同）
一、同
○同領第五〇二号（同）
一、同
○同領第五〇三号（同）
一、同
○同領第五〇四号（同）
一、同
○同領第五〇五号（同）
一、同
○同領第五〇六号（同）
一、同
○同領第五〇七号（同）
一、同
○同領第五〇八号（同）
一、同
○同領第五〇九号（同）
一、同
○同領第五一〇号（同）
一、同
○同領第五一一号（同）
一、同
○同領第五一二号（同）
一、同
○同領第五一三号（同）
一、同
○同領第五一四号（同）
一、同
○同領第五一五号（同）
一、同
○同領第五一六号（同）
一、同
○同領第五一七号（同）
一、同
○同領第五一八号（同）
一、同
○同領第五一九号（同）
一、同
○同領第五二〇号（同）
一、同
○同領第五二一号（同）
一、同
○同領第五二二号（同）
一、同
○同領第五二三号（同）
一、同
○同領第五二四号（同）
一、同
○同領第五二五号（同）
一、同
○同領第五二六号（同）
一、同
○同領第五二七号（同）
一、同
○同領第五二八号（同）
一、同
○同領第五二九号（同）
一、同
○同領第五三〇号（同）
一、同
○同領第五三一号（同）
一、同
○同領第五三二号（同）
一、同
○同領第五三三号（同）
一、同
○同領第五三四号（同）
一、同
○同領第五三五号（同）
一、同
○同領第五三六号（同）
一、同
○同領第五三七号（同）
一、同
○同領第五三八号（同）
一、同
○同領第五三九号（同）
一、同
○同領第五四〇号（同）
一、同
○同領第五四一号（同）
一、同
○同領第五四二号（同）
一、同
○同領第五四三号（同）
一、同
○同領第五四四号（同）
一、同
○同領第五四五号（同）
一、同
○同領第五四六号（同）
一、同
○同領第五四七号（同）
一、同
○同領第五四八号（同）
一、同
○同領第五四九号（同）
一、同
○同領第五五〇号（同）
一、同
○同領第五五一号（同）
一、同
○同領第五五二号（同）
一、同
○同領第五五三号（同）
一、同
○同領第五五四号（同）
一、同
○同領第五五五号（同）
一、同
○同領第五五六号（同）
一、同
○同領第五五七号（同）
一、同
○同領第五五八号（同）
一、同
○同領第五五九号（同）
一、同
○同領第五六〇号（同）
一、同
○同領第五六一号（同）
一、同
○同領第五六二号（同）
一、同
○同領第五六三号（同）
一、同
○同領第五六四号（同）
一、同
○同領第五六五号（同）
一、同
○同領第五六六号（同）
一、同
○同領第五六七号（同）
一、同
○同領第五六八号（同）
一、同
○同領第五六九号（同）
一、同
○同領第五七〇号（同）
一、同
○同領第五七一号（同）
一、同
○同領第五七二号（同）
一、同
○同領第五七三号（同）
一、同
○同領第五七四号（同）
一、同
○同領第五七五号（同）
一、同
○同領第五七六号（同）
一、同
○同領第五七七号（同）
一、同
○同領第五七八号（同）
一、同
○同領第五七九号（同）
一、同
○同領第五八〇号（同）
一、同
○同領第五八一号（同）
一、同
○同領第五八二号（同）
一、同
○同領第五八三号（同）
一、同
○同領第五八四号（同）
一、同
○同領第五八五号（同）
一、同
○同領第五八六号（同）
一、同
○同領第五八七号（同）
一、同
○同領第五八八号（同）
一、同
○同領第五八九号（同）
一、同
○同領第五九〇号（同）
一、同
○同領第五九一号（同）
一、同
○同領第五九二号（同）
一、同
○同領第五九三号（同）
一、同
○同領第五九四号（同）
一、同
○同領第五九五号（同）
一、同
○同領第五九六号（同）
一、同
○同領第五九七号（同）
一、同
○同領第五九八号（同）
一、同
○同領第五九九号（同）
一、同
○同領第六〇〇号（同）
一、同
○同領第六〇一号（同）
一、同
○同領第六〇二号（同）
一、同
○同領第六〇三号（同）
一、同
○同領第六〇四号（同）
一、同
○同領第六〇五号（同）
一、同
○同領第六〇六号（同）
一、同
○同領第六〇七号（同）
一、同
○同領第六〇八号（同）
一、同
○同領第六〇九号（同）
一、同
○同領第六一〇号（同）
一、同
○同領第六一一号（同）
一、同
○同領第六一二号（同）
一、同
○同領第六一三号（同）
一、同
○同領第六一四号（同）
一、同
○同領第六一五号（同）
一、同
○同領第六一六号（同）
一、同
○同領第六一七号（同）
一、同
○同領第六一八号（同）
一、同
○同領第六一九号（同）
一、同
○同領第六二〇号（同）
一、同
○同領第六二一号（同）
一、同
○同領第六二二号（同）
一、同
○同領第六二三号（同）
一、同
○同領第六二四号（同）
一、同
○同領第六二五号（同）
一、同
○同領第六二六号（同）
一、同
○同領第六二七号（同）
一、同
○同領第六二八号（同）
一、同
○同領第六二九号（同）
一、同
○同領第六三〇号（同）
一、同
○同領第六三一号（同）
一、同
○同領第六三二号（同）
一、同
○同領第六三三号（同）
一、同
○同領第六三四号（同）
一、同
○同領第六三五号（同）
一、同
○同領第六三六号（同）
一、同
○同領第六三七号（同）
一、同
○同領第六三八号（同）
一、同
○同領第六三九号（同）
一、同
○同領第六四〇号（同）
一、同
○同領第六四一号（同）
一、同
○同領第六四二号（同）
一、同
○同領第六四三号（同）
一、同
○同領第六四四号（同）
一、同
○同領第六四五号（同）
一、同
○同領第六四六号（同）
一、同
○同領第六四七号（同）
一、同
○同領第六四八号（同）
一、同
○同領第六四九号（同）
一、同
○同領第六四九号（同）
一、同
○同領第六四九

昭26.11.21.　第7462号

大蔵省公告

○証票無効

一、検査章
昭和二十六年四月二十七日交付第八三号一葉
日本橋税務署在勤大蔵事務官白子信夫名義の分
昭和二十六年六月二十四日亡失

一、検査章
昭和二十六年八月二十三日交付第四九号一葉
川崎税務署在勤大蔵事務官佐野一雄名義の分
昭和二十六年十月一日亡失

一、検査章
昭和二十六年五月三十日交付第二九号一葉
下谷税務署在勤大蔵事務官神戸正二名義の分
昭和二十六年十月九日亡失

一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年三月二日交付第二号一葉
杉並税務署在勤大蔵事務官木原徹名義の分
昭和二十六年七月二十九日亡失

一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年八月二十二日交付第四二号一葉
板橋税務署在勤大蔵事務官松浦正広名義の分
昭和二十六年十月二十三日亡失

一、収税官吏章
昭和二十六年二月七日交付第一五七号一葉
東京国税局在勤大蔵事務官久波秀雄名義の分
昭和二十六年八月二十三日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月　東京国税局

一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年十二月二十五日交付第九九号一葉
東山税務署在勤大蔵事務官居相武司名義の分
昭和二十六年十月八日亡失

一、検査章
昭和二十六年四月五日交付第二一号一葉
岸和田税務署在勤大蔵事務官辻昭平名義の分
昭和二十六年十月四日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月　大阪国税局

一、検査章
昭和二十六年一月四日交付第二一号一葉
上野税務署在勤大蔵事務官大西光生名義の分
昭和二十六年十月二十日亡失

一、検査章
昭和二十六年五月二十八日交付第一〇四号一葉
名古屋局国税在勤大蔵事務官水島淳名義の分
昭和二十六年十月十三日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月　名古屋国税局

一、収税官吏章
昭和二十六年一月四日交付第三号一葉
可部税務署在勤大蔵事務官地岡重喜名義の分
昭和二十六年一月四日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月　大阪国税局

一、検査章
昭和二十六年一月四日交付第三号一葉
可部税務署在勤大蔵事務官地岡重喜名義の分
昭和二十六年九月十五日亡失

一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年一月四日交付第九三号一葉
広島東税務署在勤大蔵事務官山口桂一郎名義の分
昭和二十六年四月二日交付第一号一葉
広島東税務署在勤大蔵事務官山口桂一郎名義の分
昭和二十六年十月三十日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月　広島国税局

一、検査章
昭和二十六年十一月三十日交付第八二号一葉
金沢国税局在勤大蔵事務官小西喜三郎名義の分
昭和二十六年十月六日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月　金沢国税局

文部省公告

○出版権登録

登録番号	著作物の表示	著作の年月日	発行又は興行の年月日	著作者の氏名	登録の目的
第一二八号の一	新中学国語（全六冊）	昭和二十六年二月一日	昭和二十六年二月一日	能勢朝次	出版権の設定

右登録の原因
昭和二十六年二月一日、左の者の間に出版権の設定があつた。出版権設定の範囲は特に定めない。印税は文部省令に基く算定基準による。出版権の存続期間は毎年六月一日。出版権の存続期間は二十年。著作権法第二十八條ノ二但書の特約。著作権法第二十八條ノ五第一項但書の特約。文部大臣の発行の指示があつたときは、すみやかに出版する。著作権法第二十八條ノ六第一項但書の特約。文部大臣から出版権者に対し発行の指示があつたときは、その都度出版する。
出版権者　東京都文京区原町一二〇
出版権者　東京都千代田区神田錦町三丁目二四番地　株式会社大修館書店（代表者　取締役社長　鈴木一平）
昭和二十六年十一月　文部省

○公示催告

●昭和二十六年（ハ）第七三〇号
岩手県岩手郡雫石町　申立人　本郷宗幸
右代理人　牛島太市
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）
目　録
日本水産株式会社株式三百株、一株額面金五十円全額拂込済
額面及枚数　五千円（百株）券三枚
記号番号　（イ）D七九八一、D七九八二（ロ）北五八二一六
発行年月日　（イ）昭和二十四年七月二十日（ロ）昭和二十五年四月一日
最終名義人　田村源
三井倉庫株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円（百株）券一枚
記号番号　は甲一〇七二六
発行年月日　昭和二十五年九月一日
最終名義人　田村源
日本カーボン株式会社株式三百株、同上
額面及枚数　（イ）五千円（百株）券二枚
記号番号　（ロ）さ五七二〇、さ五七二一（ロ）え一一八八、え一一九五九
発行年月日　（イ）昭和二十四年五月一日（ロ）昭和二十三年七月二十日
最終名義人　田村源
株式会社日本製鋼所株式三百株、同上
額面及枚数　五千円（百株）券三枚
記号番号　自甲二三二一九四至甲二三二九六
発行年月日　昭和二十六年三月十五日
最終名義人　田村源
昭和電工株式会社株式五百株、同上
額面及枚数　五千円（百株）券五枚
記号番号　自へ丙二二五三九至同二二五四三
発行年月日　昭和二十六年二月十日
最終名義人　田村源
昭和電工株式会社株式二百株、同上
額面及枚数　五千円（百株）券二枚
記号番号　い丙五七九七、同五七九八
発行年月日　昭和十九年十月二十五日
最終名義人　小塩彰郎
日本麦酒株式会社株式二百株、同上
額面及枚数　五千円（百株）券二枚
記号番号　Aに一一五一九、同一一五二〇
最終名義人　万成証券株式会社取締役社長藤井真次郎
帝国石油株式会社株式六十株、同上
額面及枚数　五百円（十株）券六枚
記号番号　（イ）自ね号乙七六四四三至同七六六四四五（ロ）ゑ号乙七二五二至同七二五四
発行年月日　（イ）昭和十八年三月一日（ロ）昭和二十五年三月一日
最終名義人　原貫也
東邦亜鉛株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円（百株）券一枚
記号番号　ほ甲〇〇一〇五
発行年月日　昭和二十四年十一月十日
最終名義人　原貫也
日本軽金属株式会社株式六十株、同上
額面及枚数　（イ）二千五百円（五十株）券一枚（ロ）五百円（十株）券一枚
記号番号　（イ）ろ乙三六六（ロ）ろ甲二二七六
発行年月日　昭和二十四年六月一日
最終名義人　原正雄
株式会社東京銀行株式二百株、同上
額面及枚数　五千円（百株）券二枚
記号番号　2C二七七一七、同二七七一八
発行年月日　昭和二十三年六月一日
最終名義人　小松清一
苫小牧製紙株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円（百株）券一枚
記号番号　に四六〇
発行年月日　昭和二十四年十月一日
最終名義人　尾上一女

●昭和二十六年（ハ）第七三一号
岩手県北葛城郡当麻村大字当麻
申立人　黒田興四郎
右代理人　川口善弘
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）
目　録
日本軽金属株式会社株式百株
一株の額面金額　金五十円全額拂込
記号番号　昭和二十五年三月七日
発行年月日　昭和二十五年三月一日
発行者　日本軽金属株式会社
最終株主　黒田興四郎

●昭和二十六年（ハ）第七三三号
東京都千代田区神田錦町三の十二
申立人　株式会社北星堂書店
右代表取締役　中土順平
大宮市大字大宮四の七〇三　谷口喜雄
同
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）
目　録
約束手形額面金一十万円也一通
記号番号　第三五七号
支拂期日　昭和二十六年十一月十五日
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　千代田銀行小川町通支店
振出地　東京都千代田区
振出人　極東貿易株式会社
受取人及所持人　谷口喜雄

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年（家）第八六号
本籍北海道空知郡山部村字山部千五百三十二番地、住所北海道空知郡字山部鉄道官舎
申立人　武田永三郎
本籍申立人に同じ、最後の住所北海道空知郡東山村字西達布三野山造材部斎藤組飯場
不在者　武田ハナ
明治二十八年四月三日生
右不在者に対し利害関係人武田永三郎より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年五月二十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないときは失踪の宣告をうけることになる。又不在者の生死を知つている者も右期日迄にその届出をされたい。
昭和二十六年十一月十日
旭川家庭裁判所富良野出張所
家事審判官　山崎益男

○破産宣告

●昭和二十六年（フ）第一七一号
大阪府中河内郡縄手町大字河内六百六十九番地　債務者　松田貞男
右の者に対し当裁判所は昭和二十六年十一月十日午前十時破産宣告を為したるを以つて左の通り公告する。
一、主文
一、債務者松田貞男を破産者とする。
一、破産管財人　大阪市東区北浜四丁目二十二番地弁護士山口正身
一、債権届出期間　昭和二十六年十一月三十日迄
一、第一回の債権者集会の期日　昭和二十六年十二月八日午前十時
一、債権調査の期日　昭和二十六年十二月八日午前十時
一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済を為し又は其財産を交付すべからず。尚破産者に対し債務を負担する者又は其財産を所持する者は其旨、若し財産を所持する者が別除権を有するときは其債権を有する旨を昭和二十六年十一月三十日迄に破産管財人に届出すること。
昭和二十六年十一月十日
大阪地方裁判所

地方公共団体公告

○行旅死亡人

本籍氏名不詳男子、推定年令三十才位、白骨死体、着衣ラクダ色シャツ、紺色ズボン、青色冬物ジャンパー、白軍足、チョコレート色短靴着用、所持品現金十円也其他不明
右は昭和二十六年十一月五日厚狭町鴨庄印行山に於て発見せるも身元不明の為仮埋葬した。
心当りの者は申出て下さい。
昭和二十六年二月十四日
山口県厚狭郡厚狭町役場

は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官　津村康

（別紙）
目　録
㈠株式会社東京銀行発行株式六百株
記号番号　(イ)C第一七一三三号、2C第二九五六五号、C第三五七九七号、2C第三五七九八号、5C第一一九一四号、(ロ)B第三〇六五号、(ハ)2A第三三五一号、A第三三五二号、A自第三三四六号至第三三三四八号
額面金額　(イ)金五千円也、(ロ)金二千五百円也、(ハ)金五百円也
発行年月日　2B昭和二十三年六月一日、C昭和二十四年九月一日、A昭和二十三年三月一日
㈡北海道炭鉱汽船株式会社発行株式三百株
記号番号　丁自第四六一一七号至第四六一一九号
額面金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十三年十月一日
㈢高砂鉄鉱株式会社発行株式二百株
記号番号　第五四三四号、第五四三五号
額面金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十五年二月二十日
㈣株式会社鉄興社発行株式五百株
記号番号　(イ)第一五九九号、ゑ第四一八四号、(ロ)ゑ第四一八五号、(ハ)ゑ第一八一八七号、ゑ第一四七八五号
額面金額　金五千円也
発行年月日　(イ)昭和二十四年十二月一日、(ロ)昭和二十四年六月一日
㈤株式会社第一銀行発行株式四百株
記号番号　第一四〇五九一号、自第一四〇六三七号至第一四〇六三九号
額面金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十三年十月一日
㈥株式会社第一銀行発行株式三百株
記号番号　丁自第四六一一七号至第四六一一九号
額面金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十五年二月二十日
㈦株式会社東京銀行発行株式六百株
記号番号　(イ)甲第三五七六号、甲第一八六七八八号、甲第三五七八五号、甲自第一四三五八三一号至第一四三八三三号、(ロ)乙4第九五七八号、乙第七六九四号
額面金額　(イ)金五千円也(ロ)金二千五百円也
発行年月日　3甲昭和十九年八月二十六日、甲乙4昭和二十三年十二月二十八日、甲乙5昭和二十四年十二月一日
㈧日満鉱業株式会社発行株式一百株
記号番号　(イ)ろ号第七一九五号(ロ)い号自第三九八七七号至第三九九一号
額面金額　(イ)金二千五百円也(ロ)金五百円也
発行年月日　(イ)昭和十八年四月十九日(ロ)昭和十八年八月八日
㈨本州製紙株式会社発行株式三百株
記号番号　(1)甲に第二七九三号(2)甲に第一〇九九号、甲に第一一〇〇号
額面金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十六年二月一日
㈩函館船渠株式会社発行株式八百株
記号番号　(1)保種A四〇四三号(2)仁種A第五〇九五号、仁種第五〇九六号、仁種第八八五一号、仁種第二九三三号、仁種第一〇八〇五号(3)波種函第二三八〇号、波種函第四六三七号、波種函第一三八一号、波種函第四六三八号
額面金額　(1)金五千円也(2)金五千円也(3)金二千五百円也
発行年月日　(1)昭和二十四年十二月十日(2)昭和二十年六月二十日(3)昭和二十三年十二月十五日
(11)三井木材工業株式会社発行株式五百株
記号番号　自は丙第一一五八九号至第一一五九一号、は丙第一一八〇七号、は丙第一一八〇八号
額面金額　金五千円也

額面金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十五年二月一日
(12)株式会社日立製作所発行株式八百株
記号番号　(イ)甲第三五七六号、甲第一八六七八八号、甲第三五七八五号、甲自第一四三五八三一号至第一四三八三三号、(ロ)乙4第九五七八号、乙第七六九四号
額面金額　(イ)金五千円也(ロ)金二千五百円也
発行年月日　3甲昭和十九年八月二十六日、甲乙4昭和二十三年十二月二十八日、甲乙5昭和二十四年十二月一日
(13)日満鉱業株式会社発行株式一百株
記号番号　(イ)ろ号第七一九五号(ロ)い号自第三九八七七号至第三九九一号
額面金額　(イ)金二千五百円也(ロ)金五百円也
発行年月日　(イ)昭和十八年四月十九日(ロ)昭和十八年八月八日
(14)本州製紙株式会社発行株式三百株
記号番号　(1)甲に第二七九三号(2)甲に第一〇九九号、甲に第一一〇〇号
額面金額　金五千円也
発行年月日　昭和二十六年二月一日
(15)函館船渠株式会社発行株式八百株
記号番号　(1)保種A四〇四三号(2)仁種A第五〇九五号、仁種第五〇九六号、仁種第八八五一号、仁種第二九三三号、仁種第一〇八〇五号(3)波種函第二三八〇号、波種函第四六三七号、波種函第一三八一号、波種函第四六三八号
額面金額　(1)金五千円也(2)金五千円也(3)金二千五百円也
発行年月日　(1)昭和二十四年十二月十日(2)昭和二十年六月二十日(3)昭和二十三年十二月十五日
(16)三井木材工業株式会社発行株式五百株
記号番号　自は丙第一一五八九号至第一一五九一号、は丙第一一八〇七号、は丙第一一八〇八号
額面金額　金五千円也

発行年月日　昭和二十五年二月一日
拂込金額　(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)共に全額拂込済
最終名義人　(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)共に江川広一
最終所持人　(1)富永龍雄(2)飾節(3)佐々木政勝(4)本郷宗幸

●昭和二十六年（ハ）第七三一号
奈良県北葛城郡当麻村大字当麻
申立人　黒田興四郎
右代理人　川口善弘
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）
目　録
一株の額面金額　金五十円
記号番号　昭和二十五年三月七日
発行者　日本軽金属株式会社
最終株主　黒田興四郎

●昭和二十六年（ハ）第七三三号
東京都千代田区神田錦町三の十二
申立人　株式会社北星堂書店
右代表取締役　中土順平
大宮市大字大宮四の七〇三　谷口喜雄
同
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）
目　録
約束手形額面金一十万円也一通
記号番号　第三五七号
支拂期日　昭和二十六年十一月十五日
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　東京都千代田区
振出地　東京都千代田区
振出人　極東貿易株式会社
受取人及所持人　谷口喜雄
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社東京銀行丸の内支店
振出地　東京都千代田区
振出人　昭和二十六年九月十七日
受取人及所持人　谷口喜雄

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年（家）第八六号
本籍北海道空知郡山部村字山部千五百三十二番地、住所北海道空知郡字山部鉄道官舎
申立人　武田永三郎
本籍申立人に同じ、最後の住所北海道空知郡東山村字西達布三野山造材部斎藤組飯場
不在者　武田ハナ
明治二十八年四月三日生
右不在者に対し利害関係人武田永三郎より失踪宣告の申立があつたから、

第7462号

会社その他の公告

解散公告（第二回）

当組合は昭和二十六年十月二十八日の臨時総会の決議により解散しましたから当組合に対し債権を有する方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出なきときは清算より除斥します。

昭和二十六年十一月九日
静岡市南町一丁目九番地の五
静岡電気ラヂオ商工業協同組合
清算人　秋山　泰次

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年八月三十一日株主総会の決議により解散致しました債権者はこの公告の日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に申出のない時は清算から除斥されます。

昭和二十六年十一月十五日
大阪市浪速区東関谷町十七番地
株式会社マツクス
清算人　渡瀬　重子

解散並びに債権申出公告（第二回）

当会社は企業再建整備法第三十二條により昭和二十六年十一月十五日解散しました。当社に債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に御申出のないときは清算より除外されます。右商法第四百二十一條の定めにより公告いたします。

昭和二十六年十一月十六日
清算事務所　大阪市大淀区長柄浜通一丁目六、鐘淵機械工業株式会社内
清算人　田中　豊
関西硫酸株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月一日株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権ある者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もし此期間に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十一月十二日
大阪市西成区旭南通八丁目十七番地
花園化学工業株式会社
代表清算人　鷲見　浩一

解散公告（第一回）

当社は昭和二十六年十一月十日臨時株主総会の決議により解散致しました。当社に対して債権ある方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。もしこの期間内に申出がなければ清算より除斥せられます。

昭和二十六年十一月十六日
大阪市東区博労町五丁目三六
千代田製鋼株式会社
代表清算人　河島徳太郎

組織変更公告

当社は昭和二十六年十一月五日の社員総会で総社員の同意で株式会社福井彫刻所に組織変更の決議をした。この組織変更に異議あるものは本公告の日から二箇月以内に申し出られたい。

昭和二十六年十一月二十一日
福井市毛矢町百番地
有限会社福井彫刻所

組織変更公告

当会社は昭和二十六年十一月十日の社員総会に於て総社員の同意で南絹織株式会社に組織変更の決議をした。この組織変更に異議あるものは本公告の日から二箇月以内に申し出られたい。

昭和二十六年十一月十五日
金沢市南新保町イ一二五番地
南絹織有限会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年六月十日臨時総会に依り解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十一日
福岡県小倉市西鍛冶町五〇番地
興国産業株式会社
清算人　渡辺　勲

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月八日臨時株主総会により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十一日
福岡県八女郡中広川村字太田一三一五の二
倉吉製茶有限会社
清算人　山崎　嵩

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十月二十四日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十一日
愛媛県越智郡富田村大字松木一六〇番地
河南畜産株式会社
清算人　原田　栄

解散公告（第一回）

当組合は昭和二十六年十月三十一日臨時総会により解散しましたので当組合に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十一日
今治市大字今治村甲六四一の七
企業組合阿部浴布工場
清算人　阿部　徹夫

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十月二十一日の社員総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は当公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月十五日
長野県諏訪市大字上諏訪六百四十六番地
有限会社布半別荘
清算人　薄原　正男

資本減少公告

当会社は昭和二十六年一月十五日の株主総会（株主十名出席者十名）に於て資本金一百万円（半額拂込済）を金五十万円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月間以内に御申出下さい。減資方法は二株を以て一株とする。

昭和二十六年十一月二十一日
東京都文京区向岡彌生町三
石原製薬株式会社
代表取締役　石原　量

公告

住所東京都文京区駒込吉祥寺町七番地
相続財産管理人　片野　準一
被相続人　片野　武雄

右は昭和二十六年十一月十五日限定承認の審判を得たので債権者、受遺者は、昭和二十七年一月二十日迄にその請求の申出をして下さい。この期間内に請求の申出をしない債権者の債権は清算から除斥されます。

昭和二十六年十一月二十一日
右管理人　片野　準一

公告

破産者保証責任大阪貯蓄信用組合
右の者に対する大阪地方裁判所昭和二十六年(フ)第一四七号破産事件について破産法第二百六十條の規定に従い第一回配当に関して左の通り公告する。

配当に加うべき債権の総額
金一億四千七百七十二万六千百三十円九十銭也
配当することを得べき金額
金七百三十八万六千二百八十七円五十銭也

以上

昭和二十六年十一月十六日
右破産管財人　岡　碩平
同　梅原貞治郎
同　高橋　武

決定整備計画実行完了公告

当社は昭和二十六年十一月八日決定整備計画の実行を完了致しましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規定により公告致します。

昭和二十六年十一月十二日
山口県宇部市大字小串一九八五番地
理研金属株式会社

株式名義書換停止公告

来る十一月二十一日から十二月十四日開催予定の臨時株主総会終了の日まで株式の名義書換、質権の登録及び抹消を停止致します。

昭和二十六年十一月十七日
東洋アルミニウム株式会社

第三十期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

借方（資産の部）

土地及建物	八、七九七、三三九・九〇
機械及什器	二、六七四、六六二・三〇
商品	四九、一〇六、四九五・〇五
売掛金	八二、八五六、九六一・五八
受取手形	一三二、一七二、四八七・一四
前拂金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未収入金及預け金	一、九二九、一二九・三〇
仮拂金貸付金	二、四一四、三八四・〇〇
預金現金	三、八二〇、四四三・八六
有価証券其他	一、八三〇、〇〇〇・〇〇
合計	三〇五、六〇一、九〇三・一三

貸方（負債の部）

資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一〇、四三〇、三八二・〇〇
再評価積立金	七、〇六八、一四三・〇〇
前期繰越金	三三五、〇二六・四〇
買掛金	八一、三三五、〇一七・二六
支拂手形	一〇四、八九六、七〇三・〇〇
前期繰越金	二五、一七九、八九五・七七
割引手形	一二、〇〇八、〇九四・〇〇
前受金	一〇、二二三、〇〇〇・〇〇
借入金	七、七一一、七六九・七八
預り金	三、九三三、〇三一・四二
未拂金	八三三、〇一六・九一
仮受金	三一、六四七、八二三・五九
当期純益金	三〇五、六〇一、九〇三・一三
合計	

昭和二十六年十一月
大銑産業株式会社

第二期決算公告

昭和二十六年八月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

当座預金	一、八〇一、七九五・八五
普通預金	一〇、〇〇〇・〇〇
現金	二三九、九四四・七〇
受取手形	一、六七八、八九〇・〇〇
売掛金	九、六七四、五〇四・七〇
棚卸商品	六、三二九、九六八・〇〇
什器備品	一四三、九九三・二〇
有価証券	三六、〇〇〇・〇〇
保証金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
出資金	二八〇、〇〇〇・〇〇
貸付金	八〇〇、〇〇〇・〇〇
仮拂金	一九四、三四〇・〇〇
預け金	七九五、二〇〇・〇〇
合計	三三、〇七四、六八六・四五

負債の部

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	五、八八九、九三五・四四
買掛金	一一、三一五、六二六・八〇
借入金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
預り金	一九、八八二・〇〇
未拂金	四三〇、六七九・三〇
法定積立金	二、〇〇〇・〇〇
納税引当金	六〇・〇〇
前期繰越金	一九、一一六・九八
当期利益金	一、三九七、三八五・九三
合計	三二、〇七四、六八六・四五

昭和二十六年十月二十日
大阪市福島区下福島三丁目三十八番地
株式会社乾商店

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　十一月十七日附第九十六号八頁●同日附参会第十九号一六頁●同十八日附同第二十号（その一）三二頁●同二十日附第九十七号（その一）三二頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)三三一一～五九　振替東京一九〇〇　官報課

昭26.11.21.

号外（第九十八号）

官報

省令
本部令
部令

◉郵政省令
経済安定本部令第八号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十三條の規定に基き、外国郵便料金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十一日

郵政大臣　佐藤栄作
経済安定本部総裁　吉田茂

外国郵便料金規則の一部を改正する命令

外国郵便料金規則（昭和二十三年総理庁令逓信省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「通常郵便物」を「通常郵便物（航空通常郵便物を除く。）」に改める。

第四條中「通常郵便物」を「通常郵便物（航空通常郵便物を除く。）」に改め、第三号、第四号及び第六号を、それぞれ次のように改める。

三　業務用書類　重量二百グラムまで　二十四円
　　二百グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに　五円
四　印刷物　重量五十グラムまで　十円
　　五十グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに　五円
六　商品見本　重量五十グラムまで　十円
　　五十グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに　五円

第七條中「外国あて通常郵便物の航空取扱の料金」を「外国あて航空通常郵便物の料金」に改め、「郵便物一個ごとに、」を削る。

第七條の二を第七條の三とし、以下第七條の六まで順次一條ずつ繰り下げ、第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二　外国あて航空通常郵便物について、航空扱をしなかつた場合に還付する料金の金額は、当該航空通常郵便物に対する別表の二の料金額から該郵便物が通常の方法により送達される場合の料金額を控除した額とする。

第八條第二号中「四十八円に書状二十グラムに対する航空取扱の料金を加えた金額」及び「三十円に書状二十グラムに対する航空取扱の料金を加えた金額」を「航空扱とする書状二十グラムの料金に相当する金額」に改める。

第八條の三第一項第二号中「四十八円に書状二十グラムに対する航空取扱の料金を加えた金額」を「航空扱とする書状二十グラムの料金に相当する金額」に改める。

第八條の四第一項第一号中「四十八円に書状二十グラムに対する航空取扱の料金を加えた金額」を「航空扱とする書状二十グラムの料金に相当する金額」に、「四十八円に書状四十グラムに対する航空取扱の料金を加えた金額」を「航空扱とする書状四十グラムの料金に相当する金額」に改める。

別表の一、別表の二及び別表の三を、それぞれ次のように改める。

別表の一

外国あて小包郵便物（航空小包を除く。）の料金の表

逐次番号 (1)	名あて国 (2)	種別 (3)	送達方法又は経由国 (4)	料金 重量級 (5)	料金 金額 (6)	備考 (7)
				キログラム	円	
1	アデン (Perim及びMakallaを含む。)	連合小包	インド	1	320	
				2	510	
				3	510	
				4	680	
				5	680	
				6	1,135	
				7	1,135	
				8	1,135	
				9	1,135	
				10	1,135	
2	アフガニスタン国 Afghanistan (Kaboul, Djellalabad, 及びKandaharに限る。)	連合小包	インド	1	400	
				2	535	
				3	535	
				4	610	
				5	610	
3	アルバニア人民共和国 Albania (Albanie)	(業務停止中)				
4	アルジェリー Algérie (Algeria)	連合小包	フランス	1	465	
				2	735	
				3	915	
				4	1,180	
				5	1,360	
				6	1,910	
				7	2,090	
				8	2,270	
				9	2,450	
				10	2,630	
5	アンゴラ Angola	連合小包	モザンビク	1	385	
				2	500	
				3	500	
				4	615	
				5	615	
				6	1,100	
				7	1,100	
				8	1,100	
				9	1,100	
				10	1,100	
6	アルゼンティン共和国 Argentine (Argentina) (a)南方海岸地域即ちChubut, Santa Cruz及びTierra del Fuego-Orcadas Is., Georgia del Sud, Malvinas及びアルゼンティン領南極地区	連合小包	直接(米国経由)	1	555	
				2	800	
				3	980	
				4	1,225	
				5	1,405	
				6	1,880	
				7	2,060	
				8	2,240	
				9	2,420	
				10	2,600	
	(b)その他の各地	連合小包	直接(米国経由)	1	495	
				2	740	
				3	920	
				4	1,165	
				5	1,345	
				6	1,820	
				7	2,000	
				8	2,180	
				9	2,360	
				10	2,540	
7	アセンション Ascension	英国小包	英国	1	460	
				2	760	
				3	940	
				4	1,255	
				5	1,435	
8	オーストラリア連邦 Australia (Australie)	濠洲小包	直接	1	240	
				2	510	
				3	510	
				4	780	
				4.990	780	
9	オーストリア Austria (Autriche)	連合小包	スイス	1	505	
				2	775	
				3	955	
				4	1,225	
				5	1,405	
				6	2,000	
				7	2,180	
				8	2,360	
				9	2,540	
				10	2,720	
10	バハマ諸島 Bahama Is.	米国小包	米国	1	510	
				2	735	
				3	915	
				4	1,135	
				5	1,315	

毎日文庫
明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

号外

				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
11	ベチュアナランド（保護領）Bechuanaland (Protectorate)	連合小包	モザンビク	1	345
				2	610
				3	610
				4	945
				5	945
12	ベルギー国 Belgium (Belgique)	連合小包	フランス	1	440
				2	700
				3	880
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,790
				7	1,970
				8	2,150
				9	2,330
				10	2,510
13	ベルギー国のコンゴー殖民地 Belgian Congo (Congo belge)				
	(a)南東地域	連合小包	フランス	1	660
				2	1,060
				3	1,240
				4	1,635
				5	1,815
				6	2,810
				7	2,990
				8	3,170
				9	3,350
				10	3,530
	(b)その他の各地	連合小包	フランス	1	610
				2	985
				3	1,165
				4	1,545
				5	1,725
				6	2,630
				7	2,810
				8	2,990
				9	3,170
				10	3,350
14	バーミュダ諸島 Bermuda Is. (Bermudes)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
15	ボリヴィア国 Bolivia (Bolivie)				
	(a)ラ・パス及びオルーロ La Paz及びOruro	連合小包	アルゼンティン	1	470
				2	730
				3	910
				4	1,165
				5	1,345
				6	1,880
				7	2,060
				8	2,240
				9	2,420
				10	2,600
	(b)コチャバンバ、ポトシ、スクレ、ツピザ、ウュニ及びヴィラゾン Cochabamba, Potosí, Sucre, Tupiza, Uyuni及びVilazón			1	800
				2	1,540
				3	1,720
				4	1,975
				5	2,155
				6	3,530
				7	3,710
				8	3,890
				9	4,070
				10	4,250
	(c)その他の各地	連合小包	アルゼンティン	1	800
				2	1,540
				3	1,720
				4	1,975
				5	2,155
				6	3,530
				7	3,710
				8	3,890
				9	4,070
				10	4,250
16	ブラジル国 Brazil (Brésil)	連合小包	直接（米国経由）	1	510
				2	770
				3	950
				4	1,225
				5	1,405
				6	1,880
				7	2,060
				8	2,240
				9	2,420
				10	2,600
17	英領ギアナ British Guiana (Guyane britannique)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
18	英領ホンデュラス British Honduras (Honduras britannique)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
19	ビルマ国 Burma (Birmanie)	ホンコン小包	ホンコン	1	330
				2	595
				3	595
				4	860
				5	860
				6	1,190
				7	1,190
				8	1,190
				9	1,190
				9.980	1,190
20	ブルネイ（保護領）Brunei (Protectorate)	海峡殖民地小包	マラヤ	1	290
				2	490
				3	490
				4	675
				4.990	675
21	ブルガリア国 Bulgaria (Bulgarie)	連合小包	スイス	1	590
				2	880
				3	1,060
				4	1,345
				5	1,525
				6	2,210
				7	2,390
				8	2,570
				9	2,750
				10	2,930
22	カメルーン Cameroon (Cameroun)				
	(a)フランス領地帯 French Zone (Zone française)	連合小包	フランス	1	500
				2	775
				3	955
				4	1,230
				5	1,410
				6	2,000
				7	2,180
				8	2,360
				9	2,540
				10	2,720
	(b)英領地帯 British Zone (Zone britannique)	英国小包	英国	1	520
				2	805
				3	985
				4	1,300
				5	1,480
23	カナダ Canada (Newfoundland (Terre Neuve)及びLabrador を含む。)	カナダ小包	直接	1	180
				2	300
				3	300
				4	420
				4.990	420
		カナダ小包	直接（米国経由）	1	320
				2	580
				3	715
				4	975
				4.990	1,110

24	カナリー諸島 Canary Is. (Iles Canaries)	連合小包	フランス	1	580
				2	850
				3	1,030
				4	1,300
				5	1,480
				6	2,060
				7	2,240
				8	2,420
				9	2,600
				10	2,780
25	カツブ・ヴェール諸島 Cap-Vert Is. (Cabo-Verde)	連合小包	ポルトガル	1	520
				2	790
				3	970
				4	1,240
				5	1,420
				6	2,010
				7	2,190
				8	2,370
				9	2,550
				10	2,730
26	セイロン Ceylon (Ceylan)	連合小包	インド	1	345
				2	445
				3	480
				4	570
				5	610
				6	930
				7	970
				8	1,005
				9	1,040
				10	1,075
27	チリ国 Chile (Chili)	連合小包	直接（米国経由）	1	495
				2	740
				3	920
				4	1,165
				5	1,345
				6	1,820
				7	2,000
				8	2,180
				9	2,360
				10	2,540
28	中国本土 China (Chine)	（業務停止中）			
29	コロンビア共和国 Colombia (Colombie)				
	(a)ブエナヴェンツラ及びツマコ Buenaventura 及び Tumaco	連合小包	直接（米国経由）	1	525
				2	770
				3	950
				4	1,195
				5	1,375
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
	(b)コーカ及びヴァーレ Cauca 及び Valle	連合小包	直接（米国経由）	1	525
				2	975
				3	1,155
				4	1,495
				5	1,675
				6	2,270
				7	2,450
				8	2,630
				9	2,810
				10	2,990
	(c)その他の各地	連合小包	直接（米国経由）	1	525
				2	1,010
				3	1,190
				4	1,675
				5	1,855
				6	2,690
				7	2,870
				8	3,050
				9	3,230
				10	3,410
30	コスタ・リカ共和国 Costa-Rica	連合小包	直接（米国経由）	1	405
				2	650
				3	830
				4	1,075
				5	1,255
				6	1,730
				7	1,910
				8	2,090
				9	2,270
				10	2,450
31	コート・ディヴォアール Côte d'Ivoire (Ivory Coast)	連合小包	フランス	1	480
				2	750
				3	930
				4	1,200
				5	1,380
				6	1,960
				7	2,140
				8	2,320
				9	2,500
				10	2,680
32	キュバ共和国				
	(a)グァンタナモ湾 Guantanomo Bay	英国小包	英国	1	520
				2	900
				3	1,080
				4	1,540
				5	1,720
	(b)その他の各地	英国小包	英国	1	565
				2	900
				3	1,080
				4	1,440
				5	1,620
33	サイプラス Cyprus (Chypre)	連合小包	エジプト	1	470
				2	540
				3	540
				4	615
				5	615
				6	1,100
				7	1,100
				8	1,100
				9	1,100
				10	1,100
34	チェッコスロヴァキア国 Czechoslovakia (Tchécoslovaquie)	連合小包	スイス	1	540
				2	825
				3	1,005
				4	1,285
				5	1,465
				6	2,120
				7	2,300
				8	2,480
				9	2,660
				10	2,840
35	ダオメー Dahomey	連合小包	フランス	1	480
				2	750
				3	930
				4	1,200
				5	1,380
				6	1,960
				7	2,140
				8	2,320
				9	2,500
				10	2,680
36	デンマーク国 Denmark (Denemark) (Greenland 及び Feroe Is. を含む。)	連合小包	直接（米国経由）	1	405
				2	645
				3	825
				4	1,065
				5	1,245
				6	1,700
				7	1,880
				8	2,060
				9	2,240
				10	2,420
37	ドミニカ共和国 Dominica (Republic) (Dominicaine)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
38	エクアドル国 Ecuador (Equateur)	連合小包	直接（米国経由）	1	520
				2	750
				3	930
				4	1,165
				5	1,345
				6	1,760
				7	1,940
				8	2,120
				9	2,300
				10	2,480
39	エジプト国 Egypt (Egypte)				
	(a)エジプト本国	連合小包	直接	1	315
				2	410
				3	410
				4	505
				5	505
				6	890
				7	890

昭26.11.21.

号外

				8	890
				9	890
				10	890
	(b)エジプト・スーダン Egyptian Sudan	連合小包	エジプト	1	405
				2	500
				3	500
				4	595
				5	595
				6	980
				7	980
				8	980
				9	980
				10	980
40	サルヴァドル共和国 El Salvador	連合小包	直接（米国経由）	1	495
				2	740
				3	920
				4	1,165
				5	1,345
				6	1,820
				7	2,000
				8	2,180
				9	2,360
				10	2,540
41	エリトレア Eritrea (Erythrée)	連合小包	エジプト	1	390
				2	525
				3	525
				4	655
				5	655
				6	1,220
				7	1,220
				8	1,220
				9	1,220
				10	1,220
42	エティオピア国 Ethiopia (Ethiopie)	連合小包	インド	1	300
				2	500
				3	500
				4	600
				5	600
				6	1,135
				7	1,135
				8	1,135
				9	1,135
				10	1,135
43	フォークランド諸島 Falkland Is.	英国小包	英国	1	520
				2	865
				3	1,045
				4	1,400
				5	1,580
44	ファンニング島及びワシントン諸島 Fanning I., Washington Is.	濠洲小包	オーストラリア	1	350
				2	590
				3	590
				4	900
				4.990	900
45	フィジー Fiji (Fidji)	濠洲小包	オーストラリア	1	240
				2	500
				3	500
				4	745
				4.990	745
46	フィンランド国 Finland (Finlande)	連合小包	デンマーク	1	495
				2	770
				3	950
				4	1,220
				5	1,400
				6	1,990
				7	2,170
				8	2,350
				9	2,530
				10	2,710
47	台湾 Formosa (Formose)	連合小包	直接	1	180
				2	220
				3	220
				4	255
				5	255
				6	435
				7	435
				8	435
				9	435
				10	435
48	フランス国 France				
	(a)フランス本国（Andorre共和国及び Monaco 公国を含む。）	連合小包	直接（米国経由）	1	405
				2	650
				3	830
				4	1,075
				5	1,255
				6	1,700
				7	1,880
				8	2,060
				9	2,240
				10	2,420
	(b)コルシカ Corsica (Corse)	連合小包	フランス	1	490
				2	690
				3	870
				4	1,120
				5	1,300
				6	1,810
				7	1,990
				8	2,170
				9	2,350
				10	2,530
49	フランス領赤道アフリカ French Equatorial Africa (Afrique équatoriale française)				
	(a)Gabon	連合小包	フランス	1	490
				2	765
				3	945
				4	1,220
				5	1,400
				6	1,990
				7	2,170
				8	2,350
				9	2,530
				10	2,710
	(b)モアイアン・コンゴー Moyen Congo (Middle Congo) (Oubangui-Chari 及び Tchad を含む。)	連合小包	フランス	1	490
				2	765
				3	945
				4	1,220
				5	1,400
				6	1,990
				7	2,170
				8	2,350
				9	2,530
				10	2,710
50	フランス領ギアナ French Guiana (Guyane française)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
51	フランス領ギニア French Guinea (Guinée française)	連合小包	フランス	1	470
				2	735
				3	915
				4	1,180
				5	1,360
				6	1,915
				7	2,095
				8	2,275
				9	2,455
				10	2,635
52	インドのフランス国殖民地 French Settlements in India 又は French India (Etablissements français de l'Inde)	海峡殖民地小包	マラヤ	1	555
				2	970
				3	970
				4	1,360
				4,990	1,360
53	オセアニアのフランス国殖民地 French Settlements in Oceania (Etablissements français de l'Océanie) (Gambier Arch., Marquesas Is., Society Is., Tahiti, Touamotou 及び Tubuai を含む。)	濠洲小包	オーストラリア	1	325
				2	615
				3	615
				4	870
				4,990	870
54	フランス領ソマリ海岸 French Somali Coast (Côte française des Somalis)	連合小包	インド	1	345
				2	495
				3	495
				4	585
				5	585
				6	1,090
				7	1,090
				8	1,090
				9	1,090
				10	1,090
55	フランス領スーダン French Sudan (Soudan français)	連合小包	フランス	1	470
				2	735
				3	915
				4	1,180

				5	1,360
				6	1,915
				7	2,095
				8	2,275
				9	2,455
				10	2,635
56	ガンビア Gambia (Gambie)	英国小包	英国	1	505
				2	805
				3	985
				4	1,285
				5	1,465
57	ドイツ国 Germany (Allemagne)				
	(a)ドイツ民主共和国 Democratic Republic of Germany (République démocratique allemande)	（業務停止中）			
	(b)ドイツ連邦共和国（米英連合地区及びフランス地区） Federal Republic of Germany (République féderale allemande) (Anglo-American Bizone 及び French Zone (Bizone anglo-americaine 及び Zone française))	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
58	ジブラルタル Giblartar	英国小包	英国	1	465
				2	765
				3	945
				4	1,270
				5	1,450
59	ギルバート及びエリス諸島 Gilbert Is., Ellice Is. (Funafuti Manumea, Nanumaga, Niutao, Nui, Vaitupu 及び Nuklaelae I. を含む。)	濠洲小包	オーストラリア	1	225
				2	475
				3	475
				4	720
				4.990	720
60	ゴールド・コースト Gold Coast (Côte d'Or) (Ashanti 及び北部地帯を含む。)	英国小包	英国	1	535
				2	850
				3	1,020
				4	1,405
				5	1,585
61	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国（英国） United Kindom of Great Britain and Northern Ireland (Great Britain) Royaume-Uni de la Grande-Bretagne et de l'Irlande du Nord (Grande-Bretagne)	英国小包	直接（米国経由）	1	445
				2	685
				3	865
				4	1,105
				5	1,285
				6	1,360
				7	1,915
				8	2,095
				9	2,275
				10	2,455
				1)	2,635
				1	302
				2	570
				3	570
				4	825
				5	825
				6	1,290
				7	1,290
				8	1,290
				9	1,290
				9.980	1,290
62	ギリシャ国 Greece (Grèce) (Dodécanèseを含む。)				
	(a)マケドニア、テッサリア及びスレイス (Macedonia, Thessalia及びThrace)	連合小包	スイス	1	550
				2	930
				3	1,110
				4	1,405
				5	1,585
				6	2,300
				7	2,480
				8	2,660
				9	2,840
				10	3,020
	(b)その他の各地	連合小包	スイス	1	550
				2	925
				3	1,105
				4	1,400
				5	1,580
				6	2,290
				7	2,470
				8	2,650
				9	2,830
				10	3,010
63	グァドループ Guadeloup (Desirade, Marie-Galante, Petite-Terre, St.-Bartholomew (St.-Barthélemy), Les Saintes 及び St.-Martine を含む。)	連合小包	フランス	1	495
				2	770
				3	950
				4	1,225
				5	1,405
				6	1,970
				7	2,150
				8	2,330
				9	2,510
				10	2,690
64	グァテマラ国 Guatemala	連合小包	直接（米国経由）	1	495
				2	740
				3	920
				4	1,165
				5	1,405
				6	1,820
				7	2,000
				8	2,180
				9	2,360
				10	2,540
65	ハイティ共和国 Haiti (Republic) (Haïti)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
66	オート・ヴォルタ Haute-Volta (Upper-Volta)	連合小包	フランス	1	480
				2	750
				3	930
				4	1,200
				5	1,380
				6	1,960
				7	2,140
				8	2,320
				9	2,500
				10	2,680
67	オランダ国 Holland, Netherlands (Pays-Bas)	連合小包	フランス	1	465
				2	730
				3	910
				4	1,170
				5	1,350
				6	1,885
				7	2,065
				8	2,245
				9	2,425
				10	2,605
68	ホンデュラス共和国 Honduras (Republic)	連合小包	直接（米国経由）	1	435
				2	680
				3	860
				4	1,105
				5	1,285
				6	1,760
				7	1,940
				8	2,120
				9	2,300
				10	2,480
69	ホンコン Hong Kong	ホンコン小包	直接	1.5	150
				2	270
				3	270
				4	390
				5	390
				6	510
				7	510
				8	510
				9	510
				10	510
70	ハンガリー国 Hungary (Hongris)	連合小包	スイス	1	510
				2	795
				3	975
				4	1,255
				5	1,435
				6	2,090
				7	2,270
				8	2,450
				9	2,630
				10	2,810

1) 表記価格は小包としての限度。ホンコン小包ともたたし。

昭26.11.21.
号外

71	アイルランド国 Ireland (Irlande, Eire)	英国小包	英国	1	465
				2	705
				3	885
				4	1,125
				5	1,305
72	アイスランド共和国 Iceland (Republic) (Islande)	連合小包	デンマーク	1	660
				2	985
				3	1,165
				4	1,465
				5	1,645
				6	2,395
				7	2,575
				8	2,755
				9	2,935
				10	3,115
73	インド India (Inde)				
	(a) Andamans 及び Nicobars を除くインド全体	連合小包	直接	1	325
				2	420
				3	420
				4	470
				5	470
				6	870
				7	870
				8	870
				9	870
				10	870
	(b) アンダマン及びニコバル Andamans 及び Nicobars	連合小包	インド	1	355
				2	460
				3	460
				4	520
				5	520
				6	960
				7	960
				8	960
				9	960
				10	960
74	印度支那 Indochina (Indochine)	(業務停止中)			
75	インドネシア Indonesia (Indonésie)	(業務停止中)			
76	イラン国 Iran				
	(a) Zahedan 及び Sistan 州の各地 Meched 及び Korassan 州の各地 Birdjand 及び Torbat Haidari	連合小包	インド	1	390
				2	500
				3	500
				4	570
				5	570
				6	990
				7	990
				8	990
				9	990
				10	900
	(b) その他の各地	連合小包	インド	1	330
				2	430
				3	430
				4	510
				5	510
				6	945
				7	945
				8	945
				9	945
				10	945
77	イラク国 Iraq	連合小包	インド	1	410
				2	560
				3	560
				4	685
				5	685
				6	1,180
				7	1,180
				8	1,180
				9	1,180
				10	1,180
78	イスラエル Israel	連合小包	フランス	1	580
				2	920
				3	1,100
				4	1,470
				5	1,650
				6	2,325
				7	2,505
				8	2,685
				9	2,865
				10	3,045
79	イタリア国 Italy (Italie) (San Marino 共和国を含む。)	連合小包	フランス	1	470
				2	730
				3	910
				4	1,165
				5	1,345
				6	1,880
				7	2,060
				8	2,240
				9	2,420
				10	2,600
80	ジャマイカ Jamaica (Cayman Is. を含む。)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
81	ジョルダン Jordan (Jordanie)	連合小包	エジプト	1	440
				2	580
				3	580
				4	715
				5	715
				6	1,310
				7	1,310
				8	1,310
				9	1,310
				10	1,310
82	ケニア(保護領)、ウガンダ(保護領)及びタンガニイカ(英国信託統治地域) Kenya, Uganda and Tanganyika	連合小包	インド	1	330
				2	475
				3	475
				4	580
				5	580
				6	980
				7	980
				8	980
				9	980
				10	980
83	朝鮮 Korea (Corée)	連合小包	直接	1	90
				2	120
				3	120
				4	150
				5	150
				6	300
				7	300
				8	300
				9	300
				10	300
84	レバノン国 Lebanon (Liban)	連合小包	エジプト	1	370
				2	480
				3	480
				4	595
				5	595
				6	1,070
				7	1,070
				8	1,070
				9	1,070
				10	1,070
85	リーワード諸島 Leeward Is. (Anguilla, Antigua (Antigea), Barbuda, Dominica (Br.) (Dominique br.), Montserrat, Nevis, Redonda, St.-Christopher (St.-Christophe) (St.-Kitts), Virgin Is. (Br.) (Vierges))	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
86	リベリア共和国 Liberia (Republic)	英国小包	英国	1	690
				2	970
				3	1,150
				4	1,425
				5	1,605
87	リビア Libya (Libye)				
	(a) キレナイカ Cyrenaica (Cyrénaïque)	英国小包	英国	1	610
				2	960
				3	1,140
				4	1,500
				5	1,680

	(b) トリポリタニア Tripolitania (Tripolitanie)	英国小包	英国	1	525
				2	865
				3	1,045
				4	1,380
				5	1,560
88	ルクセンブルグ国 Luxemburg (Luxembourg)	連合小包	フランス	1	405
				2	650
				3	830
				4	1,075
				5	1,255
				6	1,720
				7	1,900
				8	2,080
				9	2,260
				10	2,440
89	マカオ Macao	ホンコン小包	ホンコン	1	290
				2	450
				3	450
				4	590
				5	590
				6	930
				7	930
				8	930
				9	930
				9,980	930
90	マダガスカル及び属地 Madagascar and Dependencies. (Madagascar et dépendances) (Madagascar, Sainte-Marie-de-Madagascar, Nossi Bé, Comores (Arch.), Mayotte, Grande-Comore, Anjouon 及び Moheli)	連合小包	フランス	1	500
				2	780
				3	960
				4	1,245
				5	1,425
				6	2,030
				7	2,210
				8	2,390
				9	2,570
				10	2,750
91	マラヤ Malaya (Malaisie)	海峡殖民地小包	直接	1.5	290
				2	490
	(a) マラヤ連邦 Federation of Malaya (Johore, Kedah, Kelantan, Malacca, Negri Sembilan, Pahang, Penang 島と Wellesley 州 Perak, Perlis, Selangor 及び Trengganu)			3	490
				4	675
				5	675
	(b) シンガポール殖民地 Colony of Singapore (Christmas and Cocos Is. を含む。)				
92	マルタ Malta (Malte)	英国小包	英国	1	495
				2	795
				3	975
				4	1,290
				5	1,470
93	マルティニク Martinique	連合小包	フランス	1	495
				2	770
				3	950
				4	1,225
				5	1,405
				6	1,970
				7	2,150
				8	2,330
				9	2,510
				10	2,690
94	モーリタニー Mauritanie (Mauritania)	連合小包	フランス	1	470
				2	735
				3	915
				4	1,180
				5	1,360
				6	1,915
				7	2,095
				8	2,275
				9	2,455
				10	2,635
95	モーリシアス島 Mauritius Is. (Maurice) (Rodoriguez I. を含む。)	英国小包	英国	1	475
				2	800
				3	980
				4	1,330
				5	1,510
96	メキシコ国 Mexico (Maxique)	連合小包	直接 (米国経由)	1	360
				2	565
				3	705
				4	910
				5	1,090
				6	1,480
				7	1,615
				8	1,755
				9	1,890
				10	2,030
97	モロッコ国 Morocco (Maroc)				
	(a) フランス領地帯 French Zone (Zone française)				
	1. モロッコ西部郵便局 Casablanca Tanger (マホメット郵便局 bureau chérifien)	連合小包	フランス	1	475
				2	745
				3	925
				4	1,195
				5	1,375
				6	1,960
				7	2,140
				8	2,320
				9	2,500
				10	2,680
	その他の郵便局	連合小包	フランス	1	595
				2	865
				3	1,045
				4	1,315
				5	1,495
				6	2,080
				7	2,260
				8	2,440
				9	2,620
				10	2,800
	2. モロッコ東部郵便局 ウージダ Oujda	連合小包	フランス	1	500
				2	780
				3	960
				4	1,245
				5	1,425
				6	2,060
				7	2,240
				8	2,420
				9	2,600
				10	2,780
	その他の郵便局	連合小包	フランス	1	620
				2	900
				3	1,080
				4	1,[illegible]60
				5	1,540
				6	2,170
				7	2,350
				8	2,530
				9	2,710
				10	2,890
	(b) スペイン領地帯 Spanish Zone (Zone espagnole) (Tetuan の英国郵便局を除く。)	連合小包	フランス	1	535
				2	805
				3	985
				4	1,255
				5	1,435
				6	2,060
				7	2,240
				8	2,420
				9	2,600
				10	2,780
	(c) 英国郵便局	英国小包	英国	1	535
	1. タンジェー Tanger			2	855
				3	1,035
				4	1,360
				5	1,540
	2. テチュアン Tetuan	英国小包	英国	1	535
				2	855
				3	1,035
				4	1,360
				5	1,540
98	モザンビク Mozambique (Moçambique)	連合小包	直接	1	290
				2	375
				3	375
				4	460
				5	460
				6	805
				7	805
				8	805
				9	805
				10	805

号外

| | | |

133	サモア諸島（米領を除く。） Samoa Is. (Apia, Savaii 及び Upolu)	濠洲小包	オーストラリア	1	230
				2	490
				3	490
				4	740
				4.990	740
134	サンドウィッチ島 Sandwich I.	濠洲小包	オーストラリア	1	210
				2	465
				3	465
				4	735
				4.990	735
135	サラワク（保護領） Sarawak (Protectorate)	海峡殖民地小包	マラヤ	1	290
				2	490
				3	490
				4	675
				4.990	675
136	ザール Sarre	連合小包	フランス	1	405
				2	650
				3	830
				4	1,075
				5	1,255
				6	1,730
				7	1,910
				8	2,090
				9	2,270
				10	2,450
137	サウディ・アラビア王国 Saudi Arabia (Arabie Saoudite) (Djedda, La Meque, Medina 及び Yambo に限る。)	連合小包	エジプト	1	380
				2	495
				3	495
				4	615
				5	615
				6	1,100
				7	1,100
				8	1,100
				9	1,100
				10	1,100
138	セネガル Senegal (Sénégal)	連合小包	フランス	1	470
				2	735
				3	915
				4	1,180
				5	1,360
				6	1,915
				7	2,095
				8	2,275
				9	2,455
				10	2,635
139	セイシエルス諸島 Seychelles Is.	連合小包	インド	1	270
				2	380
				3	380
				4	465
				5	465
				6	850
				7	850
				8	850
				9	850
				10	850
140	シエラ・レオン Sierra Leone	英国小包	英国	1	510
				2	805
				3	985
				4	1,290
				5	1,470
141	ソロモン群島 Solomon Arch. (Bongainville I. 及び Buka を除く。)	濠洲小包	オーストラリア	1	225
				2	475
				3	475
				4	720
				4.990	720
142	ソマリ（旧イタリア領） Somali (former Italian) (Somalie (ex-italienne))	連合小包	エジプト	1	440
				2	650
				3	650
				4	840
				5	840
				6	1,995
				7	1,995
				8	1,995
				9	1,995
				10	1,995
143	ソマリランド保護領 Somaliland (Protectorate of) (Berber, Bulhar 及び Zeila を含む。)	連合小包	エジプト	1	440
				2	710
				3	710
				4	960
				5	960
				6	1,650
				7	1,650
				8	1,650
				9	1,650
				10	1,650
144	南洋群島及び小笠原諸島 South Sea Is.	（業務停止中）			
145	南西アフリカ South West Africa (Afrique du Sud-Ouest)	連合小包	モザンビク	1	280
				2	440
				3	440
				4	620
				5	620
146	スペイン国 Spain (Espagne)	連合小包	フランス	1	530
				2	790
				3	970
				4	1,225
				5	1,405
				6	1,940
				7	2,120
				8	2,300
				9	2,480
				10	2,660
147	スペイン領ギニア Spanish Guinea (Guinée espagnole) (Bata, Elobey, San Carlos, Santa-Isabel-de-Fernando-Po に限る。)	連合小包	フランス	1	580
				2	870
				3	1,050
				4	1,345
				5	1,525
				6	2,215
				7	2,395
				8	2,575
				9	2,755
				10	2,935
148	スウーデン国 Sweden (Suède)	連合小包	デンマーク	1	460
				2	720
				3	900
				4	1,165
				5	1,345
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
149	スイス連邦 Switzerland Swiss (Suisse) (Lichten-Stein 公国を含む。)	連合小包	直接（米国及びフランス経由）	1	430
				2	635
				3	865
				4	1,125
				5	1,305
				6	1,825
				7	2,005
				8	2,185
				9	2,365
				10	2,545
150	スリナム Surinam (Netherland Guiana, Guyane néerlandaise)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
151	シリア国 Syria (Syrie)	連合小包	エジプト	1	405
				2	530
				3	530
				4	655
				5	655
				6	1,190
				7	1,190
				8	1,190
				9	1,190
				10	1,190
152	タイ国 Thailand (Thaïlande)	連合小包	直接	1	300
				2	360
				3	360
				4	420
				5	420
				6	700
				7	700
				8	700
				9	700
				10	700
153	トーゴー Togo	英国小包	英国		
	(a)英領地帯 British Zone (Zone britannique)			1	535
				2	850
				3	1,030
				4	1,405
				5	1,585
	(b)フランス領地帯 French Zone (Zone française)	連合小包	フランス	1	480
				2	750
				3	930
				4	1,200

				5	1,380
				6	1,960
				7	2,140
				8	2,320
				9	2,500
				10	2,680
154	トンガ（フレンドリ島） Tonga (Friendly I.) (Nukualofa (Tongatabu), Lifuka (Haabai), Neiafu (Vavau), Niuafoou, Niuatobutabu (Keppel's I.) を含む。)	濠洲小包	オーストラリア	1	225
				2	475
				3	475
				4	720
				4.990	720
155	テュニス国 Tunis (Tunisie)	連合小包	フランス	1	495
				2	765
				3	945
				4	1,210
				5	1,390
				6	1,970
				7	2,150
				8	2,330
				9	2,510
				10	2,690
156	トルコ国 Turkey (Turquie)				
	(a)ヨーロッパ地域 Turkey in Europe (Turquie d'Europe)	連合小包	エジプト	1	440
				2	580
				3	580
				4	715
				5	715
				6	1,310
				7	1,310
				8	1,310
				9	1,310
				10	1,310
	(b)アジア地域 Turkey in Asia (Turquie d'Asie)	連合小包	エジプト	1	400
				2	520
				3	520
				4	640
				5	640
				6	1,140
				7	1,140
				8	1,140
				9	1,140
				10	1,140
157	タークス及びカイコス諸島 Turks and Caicos Is. (Iles de Turques et Caiques)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
158	南アフリカ連邦 Union of South Africa (Union de l'Afrique du Sud) (Amatongaland, Bastoland (Br.), Swaziland, Zoulouland 及び Walvis Bay を含む。)	連合小包	モザンビク	1	490
				2	550
				3	550
				4	610
				5	610
159	ソヴィエト社会主義共和国連邦 Union of Soviet Socialist Republics (Union des Républiques Soviétiques Socialistes)	（業務停止中）			
160	アメリカ合衆国 United States of America (Etats-Unis d'Amérique)				
	(a)合衆国本土 U. S. Proper	米国小包	直接	0.5	150
				1	210
				1.5	305
				2	395
				2.5	460
				3	555
				3.5	645
				4	710
				4.5	770
				5	835
				5.5	1,010
				6	1,070
				6.5	1,135
				7	1,230
				7.5	1,290
				8	1,385
				8.5	1,445
				9	1,510
				9.5	1,570
				10	1,635
	(b)アラスカ Alaska	米国小包	米国本土	0.5	185
				1	240
				1.5	420
				2	570
				2.5	670
				3	820
				3.5	955
				4	1,055
				4.5	1,155
				5	1,255
				5.5	1,470
				6	1,570
				6.5	1,670
				7	1,825
				7.5	1,925
				8	2,075
				8.5	2,175
				9	2,275
				9.5	2,375
				10	2,480
	(c)プエルト・リコ及びヴァージン諸島 Puerto Rico 及び Virgin Is.	米国小包	米国本土	0.5	210
				1	335
				1.5	490
				2	680
				2.5	805
				3	990
				3.5	1,145
				4	1,270
				4.5	1,395
				5	1,520
				5.5	1,760
				6	1,885
				6.5	2,010
				7	2,190
				7.5	2,320
				8	2,505
				8.5	2,630
				9	2,755
				9.5	2,880
				10	3,005
	(d)パナマ運河地帯 Panama Canal Zone	米国小包	米国本土	0.5	210
				1	335
				1.5	490
				2	680
				2.5	805
				3	990
				3.5	1,145
				4	1,270
				4.5	1,395
				5	1,520
				5.5	1,760
				6	1,885
				6.5	2,010
				7	2,190
				7.5	2,320
				8	2,505
				8.5	2,630
				9	2,755
				9.5	2,880
				10	3,005
	(e)サモア及びグァム Samoa 及び Guam	米国小包	米国本土	0.5	170
				1	250
				1.5	360
				2	485
				2.5	560
				3	690
				3.5	800
				4	880
				4.5	960
				5	1,045
				5.5	1,240
				6	1,320
				6.5	1,405
				7	1,525
				7.5	1,605
				8	1,730
				8.5	1,810
				9	1,890
				9.5	1,975
				10	2,055

P.10

昭26.11.21.

号外

	(f)ハワイ Hawaii (T.H.)	米国小包	直接	0.5	130
				1	175
				1.5	245
				2	310
				2.5	355
				3	420
				3.5	490
				4	535
				4.5	580
				5	620
				5.5	780
				6	820
				6.5	865
				7	930
				7.5	975
				8	1,040
				8.5	1,080
				9	1,125
				9.5	1,170
				10	1,205
161	ウルグァイ東方共和国 Urguay				
	(a)モンテヴィデオ Montevideo	連合小包	直接（米国経由）	1	390
				2	650
				3	830
				4	1,075
				5	1,255
				6	1,730
				7	1,910
				8	2,090
				9	2,270
				10	2,450
	(b)その他の各地	連合小包	直接（米国経由）	1	480
				2	740
				3	920
				4	1,165
				5	1,345
				6	1,820
				7	2,000
				8	2,180
				9	2,360
				10	2,540
162	ヴァティカン市国 Vatican City State (Etat de la Cité du Vatican)	連合小包	フランス	1	470
				2	730
				3	910
				4	1,165
				5	1,345
				6	1,880
				7	2,060
				8	2,240
				9	2,420
				10	2,600
163	ヴェネズエラ合衆国 Venezuela (Vénézuéla)	連合小包	直接（米国経由）	1	555
				2	825
				3	1,005
				4	1,225
				5	1,405
				6	1,880
				7	2,060
				8	2,240
				9	2,420
				10	2,600
164	ウィンドワード諸島 Windward Is. (Barbados, Grenada及びGrenadines, St. Lucia, St. Vincent, Tobago及びTrinidad)	米国小包	米国	1	510
				2	735
				3	915
				4	1,135
				5	1,315
				6	1,850
				7	2,030
				8	2,210
				9	2,390
				10	2,570
165	イエメン国 Yemen		（業務停止中）		
166	ユーゴースラヴィア人民連邦共和国 Yugoslavia (Yougoslavie)	連合小包	スイス	1	540
				2	825
				3	1,005
				4	1,285
				5	1,465
				6	2,120
				7	2,300
				8	2,480
				9	2,660
				10	2,840
167	ザンジバル Zanzibar	連合小包	インド	1	295
				2	420
				3	420
				4	525
				5	525
				6	925
				7	925
				8	925
				9	925
				10	925

別表の二

外国あて航空通常郵便物の料金の表

地帯 (1)	名あて地域 (2)	料金（併合料金）書状及び郵便葉書（10グラム又はその端数ごとに）(3)	その他の通常郵便物（20グラム又はその端数ごとに）(4)	備考 (5)
朝鮮・琉球地帯	朝鮮 琉球諸島	25 [1]	20 [1] 1)	1) 小形包装物については60グラムの料金を最低料金とする。
第1地帯	中国本土 台湾 ホンコン マカオ	40	25 1)	
第2地帯	ウェーキ グァム ミッドウェイ 南洋群島（ヤップ、コロール、トラック及びポナペに限る。） フィリピン共和国 タイ国 アラスカ	55	30 1)	
第3地帯	アメリカ合衆国本土 ハワイ カナダ（ニューファウンドランドを含む。） サン・ピエール及びミクロン アジア（朝鮮・琉球、第1、第2及び第4地帯に含まれている地域を除く。） オーストラリア連邦（パプア、ノーフォーク及びニュー・ギニアを含む。）	80	40 1)	
第4地帯	ヨーロッパ 中央アメリカ及び西インド諸島 南アメリカ（第5地帯に含まれている地域を除く。） アジアの中、近東諸国 アフリカの中、エジプト、ケニア、ウガンダ及びタンガニイカ オセアニア（オーストラリア連邦を除く。）	125	75 1)	
第5地帯	アフリカ（第4地帯に含まれている地域を除く。） 南アメリカの中、アルゼンティン、チリ、フォークランド諸島、パラグァイ及びウルグァイ	160	85 1)	

（備考）第3地帯、第4地帯及び第5地帯の名あて地域の明細は次のとおりとする。

第3地帯

(1)アメリカ合衆国本土	U. S. A.
(2)ハワイ	Hawaii (T.H.)
(3)カナダ（ニューファウンドランドを含む。）	Canada Newfoundland を含む。
(4)サン・ピエール及びミクロン	St. Pierre 及び Miquelon
(5)アジアの中	
ブルネイ	Brunei
ビルマ	Burma
セイロン	Ceylon
インド	India
インドのフランス領植民地（シャンデルナゴル、カリカル、マエ、ポンディシェリー、ヤナム）	French Settlements in India (Chandernagor, Karikal, Mahe, Pondicherry, Yanam)
印度支那	Indochina
インドネシア	Indonesia
マラヤ	Malaya

ネパール	Nepal
オランダ領ニュー・ギニア	Netherlands New Gunea
北ボルネオ	North Borneo
パキスタン	Pakistan
ポルトガル領インド（ダマン、ディウ・ダマン、ゴア）	Portuguese India (Daman, Diu Daman, Goa)
ポルトガル領ティモール	Portuguese Timor
サラワク	Sarawak
(6)オセアニアの中	
オーストラリア連邦（パプア、ノーフォーク及びニュー・ギニアを含む。）	Australia (Papua, Norfolk, New Guinea を含む。)

第4地帯

(1)ヨーロッパ	
アルバニア人民共和国	Albania
オーストリア国	Austria
ベルギー国	Balgium
ブルガリア国	Bulgaria
チェッコスロヴァキア国	Czechoslovakia
デンマーク国（グリーンランド及びフェロー諸島を含む。）	Denmark (Greenland and Feroe Is. を含む。)
フィンランド国	Finland
フランス国（アンドラ共和国、モナコ及びコルシカを含む。）	France (Andorra, Monaco 及び Corsica を含む。)
ドイツ国	Germany
ジブラルタル	Gibraltar
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	Great Britain (England)
ギリシャ国（ドデカネーゼ諸島を含む。）	Greece (Dodecaneses Is. を含む。)
アイスランド共和国	Iceland
アイルランド国	Ireland (Eire)
イタリア国（サン・マリノ共和国を含む。）	Italy (San Marino を含む。)
ルクセンブルグ国	Luxemburg
ハンガリー国	Hungary
マルタ	Malta
オランダ国	Netherlands (Holland)
ノルウェー国	Norway
ポーランド国	Poland
ポルトガル国（アソール、マデールを含む。）	Portugal (Açores 及び Madeira を含む。)
ルーマニア国	Rumania
ザール	Sarre
スペイン国	Spain
スウェーデン国	Sweden
スイス連邦（リヒテンシュタイン公国を含む。）	Switzerland (Lichtenstein を含む。)
トルコ国（アジア地域を含む。）	Turkey
ソヴィエト社会主義共和国連邦（アジア地域を含む。）	U. S. S. R.
ユーゴースラヴィア人民連邦共和国	Yugoslavia
ヴァティカン市国	Vatican
(2)中央アメリカ及び西インド諸島	
バハマ諸島	Bahama Is.
バーミュダ諸島	Bermudas Is.
英領ホンデュラス	British Honduras
コスタ・リカ共和国	Costa-Rica
キュバ共和国	Cuba
サルヴァドル共和国	El Salvador
ドミニカ共和国	Dominica (Rep.)
グァテマラ国	Guatemala
ハイティ共和国	Haiti
ホンデュラス共和国	Honduras (Rep.)
ジァマイカ（ケイマン諸島を含む。）	Jamaica (Cayman Is. を含む。)
メキシコ国	Mexico
ニカラグァ国	Nicaragua
パナマ共和国	Panama (Rep.)
パナマ運河地帯	Panama (Canal Zone)
プエルト・リコ及びヴァージン諸島	Puerto Rico (Porto Rico) 及び Virgin Is.
リーワード諸島	Leeward Is.
（アンギラ、アンディグァ、バルブダ、ドミニカ、グァドループ、マリ・ガラント、マルティニク、モントセラット、ネヴィス、サンタ・クルス、セント・クリストファー、セント・マーティン）	(Anguilla, Antigua, Barbuda, Dominica, Guadeloupe, Marie-Galante, Martinique, Montserrat, Nevis, Santa Cruz, St. Christopher, St. Martin)
ウィンドワード諸島	Windward Is.
（バルバドス、グレナダ、セント・ルシア、セント・ヴィンセント、トバゴ、トリニダッド）	(Berbados, Grenada, St. Lucia, St. Vincent, Tobago, Trinidad)
タークス及びカイコス諸島	Turks and Caicos Is.
(3)南アメリカの中	
ボリヴィア国	Bolivia
ブラジル国	Brazil
英領ギァナ	British Guiana
コロンビア共和国	Colombia (Rep.)
エクアドル国	Ecuador
フランス領ギァナ	French Guiana
オランダ領アンティル（キュラサオ）	Netherlands Antilles (Curaçao)
ペルー国	Peru
スリナム	Surinam
ヴェネズエラ合衆国	Venezuela
(4)アジアの中近東諸国	
アデン	Aden
アフガニスタン国	Afganistan
サイプラス	Cyprus
イラン国	Iran
イラーク国	Iraq
レバノン国	Lebanon
イスラエル	Israel
ジョルダン	Jordan
ペルシャ湾	Persian Gulf
（バーレン、デュバイ、コウエイト、ミュスカットの英国郵便局）	(Bahrein, Dubai, Kuwait, Muscat)
サウディ・アラビア王国	Saudi Arabia
シリア国	Syria
イエメン国	Yemen
(5)アフリカの中	
エジプト国	Egypt
ケニア、ウガンダ及びタンガニイカ	Kenya, Uganda and Tanganyika
(6)オセアニアの中	
カントン島	Canton I.
ファニング島及びワシントン諸島	Fanning I. and Washington Is.
フィジー	Fiji
オセアニアのフランス領植民地	French Settlements in Oceania
（ガンビア群島、マルクサス諸島、ソサイエティ諸島、タヒチ、ツアモツ及びツブアイを含む。）	(Gambier Arch., Marquesas Is., Society Is., Tahiti, Touamoton 及び Tubuai を含む。)
ギルバート及びエリス諸島	Gilbert and Ellice Is.
ナウル島	Nauru I.
ニュー・ヘブリデス	New Hebrides
ニュー・ジーランド	New Zealand
ヌーヴェルカレドニー及び属地	Nouvelle Caledonie and Dependencies
オーシャン島	Ocean I.
ピトカイルン島	Pitcairn I.
サモア諸島	Samoa Is.
サンドウィッチ島	Sandwich I.

号外

ソロモン群島	Solomon Arch.
トンガ	Tonga
その他のオセアニアの諸島	

第5地帶

(1) アフリカの中

アッセンシォン	Ascension
アルジェリー	Algeria
アンゴラ	Angola
ベルギー国のコンゴー殖民地	Belgian Congo
ベチュアナランド保護領	Bechuanaland (Prot.)
カメルーン	Cameroon
カナリー諸島	Canary Is.
カップ・ヴェール諸島	Cap-Vert Is.
エジプト・スーダン	Egyptian Sudan
エリトレア	Eritrea
エチィオピア国	Ethiopia
フランス領赤道アフリカ	French Equatorial Africa
ガボン	Gabon
モアイアン・コンゴー	Moyen-Congo
ウーバギ・シャリ	Oubangui-Chari
チァッド	Tchad
フランス領ソマリ海岸	French Somali Coast
フランス領西部アフリカ	French West Africa
コート・ディヴォアール	Côte d'Ivoire (Gold Coast)
ダオメー	Dahomey
フランス領ギニア	French Guinea
フランス領スーダン	French Sudan
オート・ヴォルタ	Haute-Volta (Upper-Volta)
モーリタニー	Mauritanie
ニジェー	Niger
セネガル	Senegal
ガンビア	Gambia
ゴールド・コースト	Gold Coast
リベリア共和国	Liberia
リビア（キレナイカ及びトリポリタニア）	Libya (Cyrenaica 及び Tripolitania)
マダガスカル及び属地	Madagascar 及び Dependencies
マダガスカル	Madagascar
サント・マリ・ド・マダガスカル	Sainte-Marie-de-Madagascar
ノシ・ベ	Nossi-Bé
コモール群島	Comores Arch.
マイヨット	Mayotte
グランド・コモール	Grande-Comore
アンジュアン	Anjouan
モエリ	Moheli
モーリシアス島	Mauritius I.
モロッコ国	Morocco
モザンビク	Mozambique
ニジェリア殖民地	Nigeria
ニアサランド	Nyasaland
ポルトガル領ギニア	Portuguese Guinea
レユニオン(島)	Reunion
ローデシア	Rhodesia
セント・ヘレナ	St. Helena
セント・トーマス及びプリンシープ	St. Thomas and Principe
セイシェルス諸島	Seychelles Is.
シエラ・レオン	Sierra Leone
ソマリ	Somali
ソマリランド保護領	Somaliland (Prot.)
南西アフリカ	South West Africa
スペイン領ギニア（フェルナンド・ポー及びリオ・ムニを含む。）	Spanish Guinea (Fernando Po 及び Rio Muni を含む。)
スペイン領西部アフリカ	Spanish West Africa
リオ・デ・オロ殖民地	Rio de Oro
イフニ	Ifni
スペイン領サハラ	Spanish Sahara
タンジェー	Taniger
トーゴー	Togo
テュニス国	Tunis
南アフリカ連邦	Union of South Africa
ザンジバル	Zanzibar

(2)南アメリカの中

アルゼンティン共和国	Argentine
チリ国	Chile
フォークランド諸島	Falkland Is.
パラグァイ国	Paraguay
ウルグァイ東方共和国	Uruguay

別表の三　外国あて航空小包郵便物の料金の表

逐次番号 (1)	名あて国 (2)	種別 (3)	送達方法又は経由国 (4)	利用航空機の会社名 (5)	料金 基本料金 重量級 (6)	料金 基本料金 金額 (7)	料金 航空増料金 100グラム又はその端数ごとに (8)	備考 (9)
1	アルゼンティン共和国 Argentine (Argentina)				キログラム	円	円	
	(a)ブエノスアイレス Buenos Aires	連合小包	直接	SAS	1 3 5 10	530 565 605 685	365	
	(b)その他の各地（南方海岸地域即ち Chubut, Santa Cruz 及び Tierra del Fuego その附近の諸島並びにアルゼンティン領南極地区を除く。）	連合小包	直接	SAS	1 3 5 10	635 670 705 885	405	
2	ベルギー国 Belgium (Belgique)	連合小包	直接	PAA	1 3 5	330 355 375	225	
3	デンマーク国 Denmark(Danemark) (Greenland 及び Feroe Is. 含む。)	連合小包	直接	SAS	1 3 5 10	385 415 445 605	245	
4	エジプト国 Egypt(Egypte) (a)エジプト本国	連合小包	直接	BOAC	1 3 5 10	330 365 405 585	165	
	(b)エジプト・スーダン Egyptian Sudan(Soudan égyptien)	連合小包	エジプト	BOAC	1 3 5 10	420 455 495 675	165	
5	台湾 Formosa (Formose)	連合小包	直接	POAS CAT	1 3 5 10	140 165 190 310	25	
6	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 Great Britain (Grande-Bretagne)	英国小包	直接	BOAC PAL	1 3 5	405 435 465	225	
7	ホンコン Hong Kong	ホンコン小包	直接	BOAC	1.5 3 5 10	115 175 235 295	25	
8	インド India (Inde) (a)カルカッタ Calcutta	連合小包	直接	BOAC PAL	1 3 5 10	315 375 390 660	90	
	(b)その他の各地（Andamans 及び Micobars を除く。）	連合小包	直接	BOAC PAL	1 3 5 10	340 400 410 680	110	
9	イラーク国 Iraq	連合小包	直接	BOAC	1 3 5 10	340 415 485 710	125	
10	イタリア国 Italy (Italie) (San Marino 共和国を含む。) (a)ローマ Roma (Rome)	連合小包	直接	BOAC PAL	1 3 5 10	355 390 430 610	190	
	(b)その他の各地	連合小包	直接	BOAC PAL	1 3 5 10	380 415 450 630	210	
11	朝鮮 Korea (Corée)	連合小包	直接	NWA	1 3 5 10	90 115 140 260	20	
12	パキスタン Pakistan							
	(a)東部パキスタン East Pakistan	連合小包	直接（インド経由）	BOAC PAL	1 3 5 10	340 400 410 680	110	
	(b)西部パキスタン West Pakistan	連合小包	直接	BOAC PAL	1 3 5 10	340 400 415 685	115	
13	琉球諸島 Ryukyu Is. (Okinawa)	連合小包	直接	PAL NWA	1 3 5 10	95 120 145 265	25	
14	スイス連邦 Switzerland (Swiss, Suisse) (Lichtenstoin 公国を含む。)	連合小包	直接	SAS	1 3 5 10	355 390 425 595	230	
15	タイ国 Thailand (Thailande)	連合小包	直接	BOAC POAS	1 3 5 10	290 325 365 545	65	
16	アメリカ合衆国 U. S. A. (Etats-Unis d'Amériqué) (a)米国本土	米国小包	直接	PAA NWA	1)	140	145	1) 500グラムまでは10グラムまでごとに
	(b)ハワイ Hawaii (T. H.)	米国小包	直接	PAA	1)	100	105	

備考

第5欄に略称をもつて示す利用航空機の会社名は次のとおりである。

BOAC—ブリティッシュ・オーヴァーシーズ・エアウェーズ・コーポレイション会社 (British Overseas Airways Corporation)

PAA—パンアメリカン・ワールド・エァウェーズ会社 (Pan American World Airways)

NWA—ノース・ウェスト・エァラインズ会社 (North West Airlines)

SAS—スカンディナヴィアン・エァラインズ・システム会社 (Scandinavian Airlines System)

PAL—フィリピン・エァ・ラインス会社 (Philippine Air Lines)

POAS—パシフィック・オーヴァーシーズ・エァラインズ・システム会社 (Pacific Overseas Airlines System)

CAT—シヴィル・エァ・トランズポート会社 (Civil Air Transport)

附則

1　この命令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2　この命令施行前に、外国にあつて差し出された又は外国から到着した郵便物については、なお従前の例による。

法務府公告

○押収物還付公告

一、○九、不昭十六年
同保検詳和九年
第伽倉二条押
千七金糧十に収
百四三一よ物
十号四法保公つ
七日（同）
円七十五
十四銭

一、○同、食昭十左
同押同押梱後銀和九記
第物価管二条押
千七金理十に収
百四三木金理十に

○昭和二十六年押第六八号（辻せき窃盗被疑事件）
一、布製財布　二個
二、革製財布　一個
○同押第九八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、木綿袋　一枚

大野区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第一一一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、白米　換価金　九十一円七十銭
○同押第一一二号（自称佐々木安治同）
一、粳精米　換価金　百四十四円十銭
○同押第一一三号（自称樋爪恒同）
一、白米　換価金　百三十一円
○同押第一一四号（自称亀井健一同）
一、粳精米　換価金　百五十三円二十七銭
○同押第一一五号（自称戸井明同）
一、粳精米　換価金　百八十三円四十銭
○同押第一一六号（自称小野田かよ同）
一、丸麦　二、粟白　三、白豆　四、小豆　換価金　百十円六十銭
○同押第一一七号（自称竹内善之同）
一、小豆　換価金　七十五円二十六銭
○同押第一一八号（自称多田淳同）
一、粳精米　換価金　百四十五円四十一銭
○同押第一一九号（自称田中文男同）
一、大豆　二、黒白豆　換価金　百八円
○同押第一二〇号（自称高橋輝行同）
一、小豆　換価金　六十三円六十銭

福井地方検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十三年領第五三号（西原昭茂銃砲等所持禁止令違反事件）
一、風呂敷包在中品（サルマタ、マワシ、タオル、洗面具、雑誌等）
二、白皮短靴
○同領第一六三号（木山在九こと李在九外二名窃盗事件）
三、自転車タイヤー　二本
自転車チューブ　三本
七、家庭用米穀、味噌、醤油、塩通帳
八、吉田名義印鑑　一
九、ノ一、巻煙草　一八九本
九、ノ二、ノゾミ及手巻用巻紙　一箱四個
一〇、転出証明書　三

○昭和二十四年領第二七五号（伊藤栄二外二名窃盗事件）
一、ゴム草履　一
五、鼠色絞糸風呂敷　一枚
○昭和二十三年領第三一〇号（石原頼二同）
六、子供甚平　一
七、子供玩具風鈴　一
○同領第四二二号（山本三三郎食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　四千九百十円六十銭
○昭和二十四年領第九三号（旭輝雄詐欺事件）
一、手帳　二
二、納品伝票　一
○同領第四四三号（南部工食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　二万五百六十二円九十銭
○同領第一四四号（西村武男こと金達勲窃盗事件）
二、ボストンバック　一
○同領第三二八九号（吉原タマ食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　三百三十円八十銭
○昭和二十五年領第三三八号（南達蔵窃盗詐欺事件）
二、風呂敷　一
三、開襟シャツ　一
四、カッターシャツ　一
五、ステテコ　一
六、登山帽子　一
七、国防色ズボン　一
八、日本地図手帳、袋　各一
九、新聞包　一
一〇、ヨウジ戦友録　各一
一一、洗面袋　一
一二、ハンケチ　一
○同領第三七五号（松山三道こと許周一外国人登録令違反事件）
○同領第四六四号（伊藤俊吉外一名暴行恐喝事件）
二、白カッターシャツ　一枚
○同領第四七八号（南部孝信外一名詐欺並横領事件）
一、復写仕切簿　一
○昭和二十六年領第一号（高橋一男窃盗事件）
一、風呂敷　一
○同領第九四号（小倉たつゑ食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　五百七十五円二十銭
○同領第一一三号（久津見治同）
一、同　六百三十五円
○同領第一三四号（被疑者不詳外十五名同）
一、同　八百二十円

○同領第三四九号（不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　四百十円
○同領第一一七号（松浦健治同）
一、同　二千四百十九円
○同領第二七四号（不詳同）
一、同　三百四十八円
二、風呂敷並ボール二箱　一
○同領第三六五号（同）
一、婦人用チャック付手提袋　一
○同領第三六二号（小林了英同）
一、現金　千百円
○同領第三六九号（西村商店同）
一、精米　換価金　九百四円
○同領第三七〇号（吉村某同）
一、同　千二十四円五十銭
○同領第三七一号（吉原昇之同）
一、同　五百七十四円
○同領第三六七号（岡島武士窃盗並遺失物横領事件）
二、袋
○同領第三八二号（山崎定一窃盗事件）
十八、中古自転車　一
○同領第三八三号（山岸信雄同）
五、中古自転車　一
○同領第三八七号（不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　千八百三十円
○同領第一一〇八号（出口次作窃盗事件）
一、腕巻時計　一個
○同領第四〇四号（斎藤未次郎食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　九百四十三円
○同領第四〇五号（斎藤吉野同）
一、同　八百二十円
○同領第四二一号（不詳外四名同）
一、同　七百三十八円
二、同　八百七円
三、同　三百三十八円
四、同　三百五十七円
五、同　三百四十七円
六、風呂敷外五点
○同領第四二二号（不詳外一名同）
一、精米　換価金　三百七円
二、同　百六十四円
三、竹の手提籠外数点
○同領第一四八号（田村すみ子同）
一、精米　換価金　六百九十七円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年押第三九九号（大野四郎食糧管理法違反被告事件）
一、粳精米　換価金　二千二百四十六円
○昭和二十六年押第一八九号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、同　二千三百二十二円
二、同　二千七百二十六円

○同押第一九九号（同）
一、糯精米　換価金　七百二十四円
○同押第二〇〇号（同）
一、粳精米　換価金　三百五十円
○同第二〇三号（同）
一、同　四千一百四十一円六十銭
○昭和二十五年押第四四〇号（鈴木やい同）
一、同　一千一百七円
○昭和二十六年押第一三一号（氏名不詳同）
一、同　一万一千三百十一円
二、糯精米　換価金　二千一百七十八円
○同押第一四六号（同）
一、精米　換価金　四千五十九円八十銭
○同押第一六一号（同）
一、粳精米　換価金　四千二百七十五円
二、糯精米　換価金　八百二十七円
○同押第一六二号（同）
一、粳精米　換価金　五千四百六十二円
○同押第一七五号（同）
一、精米　換価金　八百十四円
○昭和二十三年押第三〇四号（染谷幸子同）
一、粳精米　換価金　三百四十四円九十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第一一五号（藤野太祐窃盗並遺失物横領被疑事件）
一、鼠色登山帽子　一

青梅区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第四二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　二百八十六円
○同押第四三号（大島武男同）
一、同　千一円
○同押第四四号（中西春吉同）
一、同　九百五十四円
○同押第四五号（山本一夫同）
一、同　千八十二円
○同押第四六号（田中良夫同）
一、同　二千二十七円
○同押第四七号（村田三郎同）
一、同　千百四十四円

小林区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年領第二二号（室尾平洋窃盗被疑事件）
一、ストッキング　一足

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可